令和７年度　水産棟オーバースライダー改修工事

図面リスト

意匠図			電気設備図			機械設備図		
Ｎｏ	図　面　名　称	縮尺	Ｎｏ	図　面　名　称	縮尺	Ｎｏ	図　面　名　称	縮尺
Ａ－　00	表紙・図面リスト	N/S						
01	建築改修工事特記仕様書１	N/S						
02	建築改修工事特記仕様書２	N/S						
03	建築改修工事特記仕様書３	N/S						
04	建築改修工事特記仕様書４	N/S						
05	建築改修工事特記仕様書５	N/S						
06	建築改修工事特記仕様書６	N/S						
07	岡山市建築解体工事特記仕様書	N/S						
08	位置図・付近見取図・概要	1/2500 1/10,000						
09	配置図	1/1000						
10	内部・外部仕上表（撤去　改修）	N/S						
11	仮設計画平面図（参考図）	1/200						
12	１階　平面図（解体撤去図）	1/200						
13	１階　平面図（改修図）	1/200						
14	南側立面図（撤去・改修）	1/200						
15	詳細図（撤去・改修）	1/30						
16	１階　天井伏図（解体撤去図）	1/200						
17	１階　天井伏図（改修図）	1/200						
18	１階　建具伏図（解体撤去図）	1/200						
19	１階　建具伏図（改修図）	1/200						
20	建具リスト（撤去・新設）	1/50						
21	オーバースライダー納まり詳細図(参考図)	1/5						

合計22枚

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事						Ｎｏ． Ａ－00	
図面名	表紙・図面リスト					縮尺 A1:N/S A3:N/S		
岡山市市場事業部						令和７年８月		
建築	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者	株式会社Ｕ．Ｄ．Ｄ設計 株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山市南区浦安南一丁目３番１５号 TEL(086)223-2288　FAX(086)225-3252 一級建築士事務登録　岡第１２１４７号 一級建築士　第３４８８８３号 海野　雅之	
設備	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者	承認	検図	製図

岡山市建築改修工事特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

工事名称	水産棟オーバースライダー改修工事				
工事場所	岡山市南区市場１丁目１番地				
敷地面積	159.004.00 ㎡				㎡
棟名称／構造	水産卸売場 棟　Ｓ 造	棟　造	棟　造	棟　造	棟　造
施工条件	・無人改修 ・有人改修	・無人改修 ・有人改修	・無人改修 ・有人改修	・無人改修 ・有人改修	・無人改修 ・有人改修
床面積(㎡) 1 階	13,172.30 ㎡				
2 階	1,598.36 ㎡				
3 階	2,509.36 ㎡				
階					
階					
小計	17,280.02 ㎡				
合計					17,280.02 ㎡
建築面積(㎡)	14,333.02 ㎡				
消防法施行令別表第一区分					
建ぺい率（指定率）	80 %（　　%）	容積率（指定率）	400 %（　　%）		
用途地域	商業地域	防火地域	・防火地域 ・準防火地域 ・指定なし		
工事範囲		別途工事			

Ⅱ. 建築改修工事仕様

1. 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（令和４年版）」（以下、「標準仕様書」という。）又は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）による。
2. 「岡山市内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針」(H23.11.1)により、県産材等の積極的な利用に努めること。県産材とは、岡山県の「木材業者等登録」を受けている製材業者が製材・加工した製品とする。

2.特記仕様

（１）項目は番号に○印のついたものを適用する
（２）特記事項は○印のついたものを適用する
　○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
　○印と⊗印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載［　　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）Ｇ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達物品等を示す。
（５）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（６）材料及び製造所等の記載は順不同である。
（７）「監督職員」は「監督員」と読み替える。

章		項目	特記事項
① 一般共通事項	①	適用基準等	※建築工事標準詳細図（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 （以下「標準詳細図」という） ※営繕工事写真撮影要領（令和５年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
	2	電気保安技術者 [1. 3. 3]	配置する
	③	施工条件 [1. 3. 5]	⊙施工時間帯　※指定なし　⊙指定あり（　ＰＭ１：００～ＰＭ６：００　）
			⊙施工ができない日等　※指定なし　⊙指定あり（別添「市場行事に伴う施工ができない日等（予定）」に基づき監督職員と協議するものとする）
			⊙部位別の施工順序　※指定なし　・指定あり（・図示　・　　）
			・工事車両の駐車場所　（※図示　・　　）
			・資機材置場　（※図示　・　　）
			・建設発生土仮置場　（※図示　・　　）
			※週休２日促進工事について
			・本工事は、週休２日促進工事の対象である。週休２日促進工事特記仕様書を参照すること。
			・本工事は、週休２日促進工事の対象外である。
	④	工事安全計画書 [1. 3. 7]	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）に基づき、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	⑤	発生材の処理等 [1. 3. 12]	・引渡しを要するもの（　　）
			・特別管理産業廃棄物（　　）
			処理方法　（　　）
			・現場において再利用を図るもの（　　）
			⊙再生資源化を図るもの
			⊙コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材
			・せっこうボードの処理
			・石綿含有せっこうボード　９章による
			・ひ素・カドミウム含有せっこうボード
			・製造業者に回収委託
			・埋立処分（管理型最終処分場）
			処分施設の名称　（　　）
			所在地　（　　）
			・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード
			・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場）
			処分施設の名称　（　　）
			所在地　（　　）
			・ＰＣＢ含有シーリング材の処理
			・第一次判定
			現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する
			採取箇所数　計　箇所
			採取箇所　※図示
			・第二次判定
			専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う
			分析個数　計　箇所
			・除去処理工事
			除去範囲　※図示
	⑥	環境への配慮 [1. 4. 1]	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒド放散量　規制対象外に該当する建築材料 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ホルムアルデヒド放散量　第三種に該当する建築材料 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

⑦ 材料の品質等 [1. 4. 2~5]

１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
２）本工事に使用する材料のうち、３）に指定する材料の製造業者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
　（１）品質及び性能に関する試験データが整備されているもの
　（２）生産施設及び品質の管理が適切に行われているもの
　（３）安定的な供給が可能であるもの
　（４）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得しているもの
　（５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があるもの
　（６）販売、保守等の営業体制が整えられているもの。（なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられているもの）
３）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	旋削類	煙突用成形ライニング材
鉄骨柱下無収縮モルタル	クローザ類	天井点検口
無収縮グラウト材	自動扉機構	床点検口
乾式保護材	自閉式上吊り引戸機構	グレーチング
重量シャッター	軽量シャッター	トップライト
既調合モルタル	オーバーヘッドドア	屋上緑化システム
ルーフドレン	防水剤	ポリマーセメントモルタル
吸水調整材	現場発泡断熱材	既調合目地材
可動間仕切	フリーアクセスフロア	鋳鉄製ふた
移動間仕切	トイレブース	

８ 特別な材料の工法　標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法によるものとする。

⑨ 石綿含有建材の事前調査 [1. 5. 1]

※石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、改修の作業に係る全ての材料について、設計図書等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により石綿等の使用の有無について事前調査し、調査結果を監督職員に提出する。
なお、事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査が必要になるため、監督職員と協議するものとする。
調査範囲（※工事範囲　・図示　　）
資与資料（　分析結果報告書　　）

１０ 施工数量調査 [1. 6. 2]

調査範囲　※外壁（庇、笠木共）、軒裏等の建物外周部及び屋内の梁、階段裏等の見上げ面　・図示
（※塗装改修の範囲内　・塗装改修の範囲外を含む全工事範囲　）
調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・
調査は、建物外周部のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無及び屋内見上げ面等の浮きの位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行うものとする。
屋根調査は、既存の防水層、シーリング材充填部、とい、笠木等及び下地の劣化状況を確認する。また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表及び写真を添えて監督職員に２部提出するものとする。

１１ 調査のための破壊部分 [1. 6. 3]

補修方法　※図示
補修範囲　※図示

１２ 技能士 [1. 7. 2]

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・とび作業
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業
		・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		・合成ゴム系シート防水工事作業
		・塩化ビニル系シート防水工事作業
		・セメント系防水工事作業
		・シーリング防水工事作業
		・改質アスファルトシートトーチ工法
		防水工事作業
		・ＦＲＰ防水工事作業
	かわらぶき	・かわらぶき作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	・建築フィルム作業
内装改修工事	建築大工	・大工工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
		・プラスチック系床仕上げ工事作業
		・カーペット系床仕上げ工事作業
		・ボード仕上げ工事作業
	表装	・壁装作業
	左官	・左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
	型枠施工	・型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
	とび	・とび作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業
		・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

１３ 化学物質の濃度測定 [1. 7. 9]

図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告するものとする。
パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。
①３０分間換気
　測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。
②５時間閉鎖
　①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する。
　ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。
③測定
　イ　②の状態のままで測定する。
　ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。
　ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。
④　分析　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
⑤　その他　監督員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けるものとする。
・厚生労働省の標準的方法による。

⑭ 完成写真

工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。

撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者
外部（　）箇所 内部（　）箇所	カラー印画紙　・キャビネ判　・Ｌ判 ・電子データ（ＪＰＥＧフルカラー圧縮率1/4程度）		4500×3000ピクセル以上で画像を補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者
外部（４）箇所 内部（４）箇所	カラー印画紙　・キャビネ判　※Ｌ判 ※電子データ（ＪＰＥＧフルカラー）	1 1	1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意

撮影部位は監督職員の指示による
電子データは、ＣＤ－Ｒ等で提出する

⑮ 完成時の提出図書 [1. 9. 1~3]

完成図（ＣＡＤデータの提出（※要・不要））
保全に関する資料　（提出部数　※１部　・　部）
提出書類の詳細については、別途、現場説明書による

⑯ 施工図及び施工計画書　提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする

⑰ 設備工事との取合い　設備機器の位置、取り合い等が検討きる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

⑱ 撤去部分　コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする

１９ はつり工事等における非破壊検査

※はつり工事やスリット工事を行う施工前調査において、非破壊検査が必要と考えられる場合は、監督職員との協議により、非破壊検査を実施すること。
※探査方法としては電磁誘導式を原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、監督職員との協議による。

⑳ 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
　風圧力風速　Ｖｏ＝　32　ｍ／ｓ
　地表面粗度区分　・Ⅰ　⊙Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
　積雪量　建築基準法施行令第８６条第３項の規定に基づく岡山県建築基準法施行細則による数値

仮設工事

② ① 騒音・粉じん等の対策 [2. 1. 3]

騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート　⊙養生シート
防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲
※ 工事に必要な範囲　・

② 足場その他 [2. 2. 1]

⊙内部足場の種別　※幅立、足場板等　・
⊙外部足場の範囲　※工事に必要な範囲　・
・防護シートの範囲　※工事に必要な範囲　・
・材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種
※足場を設ける場合は、改修標準仕様書２．２．１（２）、（５）による。

③ 既存部分の養生 [2. 3. 1]

既存部分の養生方法　※ビニルシート等　・
⊙既存部分における既存家具等の養生　※ビニルシート等　・
・既存ブラインド、カーテン等の養生　養生方法　※取外し再取付　・
　保管場所　※構内既存施設内　・
・固定された家具等（備品，机，ロッカー等）の移動　※行う（図示）
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

④ 仮設間仕切り [2. 3. 2]

仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　※図示　・
仮設間仕切りの種別と材質等
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・図示
　Ａ、Ｂ種の仕上げ材　※せっこうボード（GB-R 厚さ9.5mm）　・合板（普通合板 厚さ9mm）
　Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　※行わない
　Ａ種のグラスウール等の充填材
　　※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材３２Ｋ厚５０mm）
　　・行わない
仮設扉　※本製（合板張り程度）　・

⑤ 監督職員事務所 [2. 4. 1]

※設けない
・既存建物内の一部を使用する（場所：　　）
・構内に新設する
　備品等は、監督職員の指示を受けて設置するものとする

⑥ 工事用水　構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　・利用できない

⑦ 工事用電力　※別途引込みとする　⊙構内既存の施設を利用できる　⊗有償　・無償）

防水改修工事

③ ① 降雨等に対する養生方法 [3. 1. 3]

※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。
・

② 既存防水の処理 [3. 1. 4] [3. 2. 3、4、6]

既存保護層の撤去　・行う（範囲　※図示　・　　）
　・行わない
既存防水層の撤去　・行う（範囲　※図示　・　　）
　・行わない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去　・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）
　・行わない

③ 既存下地の処置 [3. 2. 6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示　・
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置　※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(ｇ)①～③による　・
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部の納まり部の処理
　※図示。ただし、図示が無いものは監督職員と協議する　・

④ アスファルト防水 [3. 1. 4] [3. 3. 2～3、5]

屋根保護防水
防水層の種別　［表３．３．３～１０］

工法		施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３		（材質） JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 （種類） ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm） ※25　・50　・	※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度 ・	・乾式保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ・ﾚﾝｶﾞ押え ※JIS R 1250 ・
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※Ｂ－２				
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		（材質） JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材３種ｂＡ（スキン層付き） （厚さ）（mm） ※25　・50　・	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ（70g／㎡程度） ・	
・Ｐ１ＢＩ	・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
　※改修標準仕様書　表3.3.5 から 表3.3.6 による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
　※改修標準仕様書　表3.3.3 及び 表3.3.4 による
平場の保護コンクリートの厚さこて仕上げ
　こて仕上げ　※水下　80mm以上
　床タイル張り　※水下　60mm以上

⑤ 改質アスファルトシート防水 [3. 1. 4] [3. 4. 2、3]

防水立上り部の保護
※乾式保護材
　窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
　　寸法
　　厚さ(mm)：　　、幅(mm)：
　金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの
　　寸法
　　厚さ(mm)：　　、幅(mm)：
・れんが

屋根露出防水
防水層の種類

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・	・ ・製造所の仕様	・適用する	
・M3D ・P0D	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4				・製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2		（材質） JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材 （種類） ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm） ※25　・50　・	・	・ ・製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

脱気装置の種類及び設置数量
　※アスファルトルーフィング類製造所の指定　・
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
　※図示　・

屋内防水

工法	種別	施工場所	保護層
・Ｐ１Ｅ ・Ｐ２Ｅ	・Ｅ－１ ※Ｅ－２		・設ける ・設けない

Ｅ－１の場合で工程３を行う部位（※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　　）
保護層　・設ける（※図示　・　）　・設けない
立上り部の押え金物の材質及び形状寸法
　※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
屋上排水溝　・図示　・

屋根露出防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・	・ ・製造所の仕様	・適用する	
・M3AS ・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・	・ ・製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		（材質） JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材 （種類） ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ） ※25mm ・50mm	・	・ ・製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防水層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
　※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
　※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
　※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・

脱気装置の種類　※改質アスファルトシートの製造所の指定　・
脱気装置の設置数量　※改質アスファルトシートの製造所の指定　・　（個）

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
　※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・

絶縁断熱工法の防水湿シート
・設置する
・設置しない

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事					Ｎｏ.	A-01
図面名	建築改修工事特記仕様書１			縮尺	A1:N/S A3:N/S		
	岡山市市場事業部				令和７年８月		
建築	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者	
設備	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者	承認 / 検図 / 製図

株式会社U．D．D設計
株式会社ユー・ディ・ディ設計
岡山市南区泉田一丁目３番１５号
Tel 086-233-2284 FAX 086-233-2282
一級建築士事務登録　開第１２１４７号
一級建築士　第３４８８８３号
海野　雅之

6 合成高分子系ルーフィングシート防水
[3. 1. 4]
[3. 5. 2～4]

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・P0S ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・	・ ・製造所の仕様	・適用する ・適用する ・適用する ・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3S	・S-F1 ・S-F2			・	・ ・製造所の仕様	・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・	・ ・製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
・P0SI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2		(材質) ※改修標準仕様書3.5.2 (3)(ｴ)(b)による (種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号による (厚さ)(mm) ・25 ・50	・	・ ・製造所の仕様	・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・SI-M1 ・SI-M2		(材質) ※改修標準仕様書3.5.2 (3)(ｴ)(a)による (種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号による (厚さ)(mm) ・25 ・50	・	・ ・製造所の仕様	・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

ＳＩ－Ｆ１、ＳＩ－Ｍ１、ＳＩ－Ｆ２、ＳＩ－Ｍ２の仕様
※非歩行仕様 ・軽歩行仕様
ＳＩ－Ｍ１及びＳＩ－Ｍ２における防湿用フィルムの設置
※設置しない ・設置する
ＳＩ－Ｍ２の絶縁用シートの材種
※発泡ポリエチレンシート ・
Ｓ－Ｍ２及びＳＩ－Ｍ２の立上り部の工法
※接着工法（立ち上がり面のシートの厚さ ※1.5mm ・ ） ・機械的固定工法
既存防水下地がPCコンクリート部材の場合の処理
目地処理 ・行う（工法 ） ・行わない
入隅部の増張り ・行う（S-F1,SI-F1の場合） ・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1章 20 適用区分による風圧力に対応した工法を施工計画書として提出するものとする。
※適用する（1章 20 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない

7 塗膜防水
[3. 1. 4]
[3. 6. 2～4]

防水層の種別 [表3. 6. 1～表3. 6. 3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・P0X	※X－1 ・X－2 ・X－1H ・X－2H		※２成分形アクリルウレタン樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系	※主材料の製造所の仕様 ・	・適用する(G)	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・L4X	※X－1 ・X－2 ・X－1H ・X－2H		※主材料の製造所の仕様 ・		・適用する(G)	脱気装置 ・設ける ・設けない
・P1Y	※Y－2 ・					保護層 ・設ける ・設けない
・P2Y	※Y－2 ・					保護層 ・設ける ・設けない

X－1（絶縁工法）の脱気装置の種類 ※主材料の製造所の仕様 ・
X－1（絶縁工法）の脱気装置の設置数量 ※主材料の製造所の仕様 ・ （個）

8 ケイ酸質系塗布防水
(9. 6. 1～4)
(表9. 6. 1)

防水種別 ※C－UI ・C－UP 規格 ※JASS8 T－301
施工箇所
記載のない事項は製造所の仕様による他日本建築学会ＪＡＳＳ８ 防水工事 最新版による

⑨ シーリング
[3. 1. 4]
[3. 7. 2]
[3. 7. 4～7]

シーリング改修工法の種類 [表3. 1. 2]
⊙シーリング充てん工法 ・拡幅シーリング再充てん工法
・シーリング再充てん工法 ・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り ⊙適用する ・適用しない
エッジング材張り ・適用する ⊙適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書 表3. 7. 1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
外装パネル目地	変成シリコーン系(MS-2)

仕上げを行わない施工箇所
⊙図示による ・打継目地
シーリング材の目地寸法 ※改修標準仕様書3. 7. 3(1)による
シーリング材の試験
接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・行わない

10 とい
[3. 8. 2、3]

といの材種 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・
ルーフドレン

種別	施工箇所
・ろく屋根用（・縦型 ・横型）	
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

とい受け金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔
※改修標準仕様書表3.8.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの ・
防露材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ※図示 ・
鋼管製といの防露巻き ※改修標準仕様書表3.8.4による ・
たてどい受金物の取付け ※図示 ・
ルーフドレンの取付け ※水はけよく、床面より下げ、周囲の躯体にモルタルを充填 ・

4－1 外壁改修工事（共通事項）

11 アルミニウム製笠木
[3. 9. 2～3]

種類 ・オープン形式（・押出250形 ・押出300形 ・押出350形） [表3. 9. 1]
・板材折曲げ形（・オープン形式 ・シール形式）
本体幅（ ）mm 板厚（※2.0mm ・ mm）
表面処理 種別（ ）種 皮膜等の種類（※標準仕様書表14.2.1による ・ ）
着色（※標準色 ・特注色（ ））
既存笠木等の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・ ）
・行わない
下地補修の工法 ※図示 ・
板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※図示 ・
笠木の固定金具の工法等
1章 20 適用区分による風圧力に対応した工法
※適用する（1章 20 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない

防水改修フロー及び数量
・既存保護層の補修及び処置

防水面調査（施工数量調査）

ひび割れ部補修		欠損部改修	浮き部補修	ぜい弱部補修	既存目地欠損部補修	
アスファルト防水工事用シール材（幅2m未満）	リカットの上ポリウレタン系シーリング材（幅2m以上）	ポリマーセメントモルタル補修	ポリマーセメントモルタル補修	撤去のち、ポリマーセメントモルタル補修	ケレン等のち、ポリマーセメントペースト補修	アスファルト防水工事用シール材	ポリマーセメントモルタル補修	既存目地処置のち上ポリウレタン系シーリング材	既存目地欠損部補修（脱気に利用する場合）
m	m	m	m²	m²	m²	m	m	m

4－2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）

1 ポリマーセメントモルタル
[4. 2. 2]

（品質・性能）

項目			品質・性能
だれ	下がり量（mm）		5以内
	表面の状態		ひびわれの発生が無いこと。
曲げ強さ（N/mm2）			6.0以上
圧縮強さ（N/mm2）			20.0以上
接着強さ（N/mm2）	標準条件		1.0以上
	特殊条件	湿潤時	0.8以上
		低音時	0.5以上
透水性			裏面のぬれ、水滴の付着が無いこと。
その他			1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2) 高分子エマルションは、常温常湿において製造後６か月保存しても、変質しないこと。

2 ポリマーセメントスラリー
[4. 2. 2]

（品質・性能）

広がり速度（cm/s）	長さ変化率（収縮）（%）	引張接着性（材齢28日）（N/mm2）	曲げ性能（材齢28日）（N/mm2）	吸水性（72時間）（%）	耐久性（劣化曲げ強さ）（N/mm2）
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数 0.35～0.55
粘調係数 0.50～1.00

3 吸水調整材
[4. 3. 5]

改修標準仕様書 表4. 3. 2による

4 既調合モルタル
[4. 3. 5]

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能）
保水率：70%以上
単位容積質量：1.8k g/L以上
接着強さ：標準時 0.6N/mm2以上、温冷繰り返し後 0.4N/mm2以上
長さ変化率：0.2%以下
曲げ強さ：4.0N/mm2以上

1 ひび割れ部改修工法
[4. 1. 4][4. 2. 4～7]

※樹脂注入工法

工法の種類		ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（mL/m）
※A	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	200～300	※40 ・
		0.3以上0.5未満		※40 ・
		0.5以上1.0未満		※70 ・
・B	手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	50～100	※40 ・
・C	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上0.5未満	100～200	※70
・D	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上1.0未満	150～250	※130

注入状況の確認方法 ※注入量により確認 ・コアの抜取りを行う ・
コアの抜取り個数 ※長さ500mごとに1個 ・
コアの抜取り部の補修方法 ※ポリマーセメントモルタル充填 ・図示
・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料 ※１成分形又は２成分形ポリウレタン系 ・
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
※可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
※パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法
[4. 1. 4][4. 2. 4、8]

※充填工法
・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル

4－3 外壁改修工事（モルタル塗仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法
[4. 1. 4][4. 3. 5～8]

※モルタルを撤去しないで改修
※樹脂注入工法

工法の種類		ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（mL/m）
※A	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	200～300	※40 ・
		0.3以上0.5未満		※40 ・
		0.5以上1.0未満		※70 ・
・B	手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	50～100	※40 ・
・C	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上0.5未満	100～200	※70
・D	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上1.0未満	150～250	※130

注入状況の確認方法 ※注入量により確認 ・コアの抜取りを行う ・
コアの抜取り個数 ※長さ500mごと及びその端数につき1個 ・
コアの抜取り部の補修方法 ※ポリマーセメントモルタル充填 ・図示
・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料 ※１成分形又は２成分形ポリウレタン系 ・
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
※可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
※パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂

・モルタルを撤去して改修
モルタル撤去後のコンクリート部分の改修は、4-2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）による
モルタル撤去後のモルタル欠損部の補修は、 2 欠損部改修工法による

2 欠損部改修工法
[4. 1. 4]
[4. 3. 9、10]

※充填工法（欠損部の面積が0.25m2／箇所程度以下の場合）
充填材の種類 ※ポリマーセメントモルタル ・エポキシ樹脂モルタル
・モルタル塗替え工法
モルタルの材料 ※現場調合材料 ・既調合材料
既製目地材 ・使用する（形状 ）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示 ・

3 浮き部改修工法
[4. 1. 4]
[4. 3. 11～16]

※モルタルを撤去しないで改修
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付 ・ ）
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付 ・ ）
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付 ・ ）
アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
注入口付アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼(SUS304)呼び径6mm
・モルタルを撤去して改修
モルタルの材料 ※現場調合材料 ・既調合材料
・充填工法 ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗替え工法 既製目地材 ・使用する（形状 ）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示 ・

4 外壁複合改修構工法
平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

4－4 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁）

1 タイルの形状、寸法等
[4. 4. 5、8]

タイル部分張替え工法及びタイル張替え工法用接着剤の種類
・JIS A 5557による一液反応硬化形の変成シリコーン樹脂系
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物の使用箇所
内 装 出隅 天端
外 装 出隅、窓台、マグサ（標準一体成型品以外は接着成型品とする）
見本焼き ・行う（施工箇所： ） ※行わない
試験張り ・行う（施工箇所： ） ※行わない

2 ひび割れ部改修工法
[4. 1. 4]
[4. 4. 5、6]

※タイルを撤去して改修
下地モルタルまで撤去後のコンクリート部分の改修は、4-2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）による
モルタルを存置した場合のモルタル部分の改修は、4－3 外壁改修工事（モルタル塗仕上げ外壁）による
タイル撤去後のタイル欠損部の補修は、 3 欠損部改修工法による
・タイルを撤去しないで改修
※樹脂注入工法

工法の種類		ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（mL/m）
※A	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	200～300	※40 ・
		0.3以上0.5未満		※40 ・
		0.5以上1.0未満		※70 ・
・B	手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	50～100	※40 ・
・C	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上0.5未満	100～200	※70
・D	機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上1.0未満	150～250	※130

注入状況の確認方法 ※注入量により確認 ・コアの抜取りを行う ・
コアの抜取り個数 ※長さ500mごと及びその端数につき1個 ・
コアの抜取り部の補修方法 ※ポリマーセメントモルタル充填 ・図示
・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料 ※１成分形又は２成分形ポリウレタン系 ・
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
※可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法
[4. 1. 4]
[4. 4. 5、7、8]

・タイル部分張替え工法
接着剤の種類 ・ポリマーセメントモルタル ・外装タイル接着剤張りの接着剤
・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
貼付けモルタルの材料 ※現場調合材料 ・既調合材料
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※改修標準仕様書表4.4.2による ・
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験 ・行う ・行わない
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイル張りの工法 ・外装タイル（・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り）
・ユニットタイル（・マスク張り ・モザイクタイル張り）
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
目地詰め ※行う ・行わない
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ※目荒し工法 ・
シーリング材の種類 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・

4 浮き部改修工法
[4. 1. 4]
[4. 4. 5、9～15]

・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付 ・ ）
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付 ・ ）
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付 ・ ）
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
注入口付アンカーピン本数 ・
アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
注入口付アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm
・タイル部分張替え工法
接着剤の種類 ・ポリマーセメントモルタル ・外装タイル接着剤張りの接着剤
・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
張付けモルタルの材料 ※現場調合材料 ・既調合材料
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※改修標準仕様書表4.4.2による ・
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験 ・行う ・行わない
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイル張りの工法 ・外装タイル（・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り）
・ユニットタイル（・マスク張り ・モザイクタイル張り）
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ※目荒し工法 ・
シーリング材の種類 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・

5 目地改修工法
[4. 1. 4]
[4. 4. 5、16]

・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法 伸縮調整目地の位置及び寸法 ※図示

6 外壁複合改修構工法
平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

4－5 外壁改修工事（塗仕上げ外壁）

1 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整
[4. 5. 4]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上げ面全体 ・図示	4-2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁） 4-3 外壁改修工事（モルタル塗仕上げ外壁）による
・高圧水洗工法 吐出圧力 ・30MPa～50MPa ・50MPa～100MPa ・100MPa以上	※既存仕上げ面全体 ・図示	
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 ・図示	
・水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上面全面 ・図示	
・石綿含有仕上げ塗材の除去は、９章環境配慮改修工事による		

2 下地調整材
[4. 5. 2]

※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル

3 仕上塗材仕上げ
[4. 1. 5]
[4. 5. 2]
[表4. 5. 1]

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・
仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ ・可とう形外装薄塗材Ｓｉ ・外装薄塗材Ｅ ・可とう形外装薄塗材Ｅ ・防水形外装薄塗材Ｅ ・外装薄塗材Ｓ	・ ・ ・ ・ ・ ・	・砂壁状 ・ゆず肌状（・吹付け ・ローラー塗り） ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状（・吹付け ・こて塗り） ・着色骨材砂壁状（・吹付け ・こて塗り） ・砂壁状じゅらく ・京壁状じゅらく
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ ・外装厚塗材Ｓ ・外装厚塗材Ｅ	・ ・ ・ ・	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし 吸放湿性 ・適用する ・適用しない 上塗材 ・適用する ・適用しない
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ ・可とう形複層塗材ＣＥ ・複層塗材Ｓｉ ・複層塗材Ｅ ・複層塗材ＲＥ ・防水形複層塗材ＣＥ ・防水形複層塗材Ｅ ・防水形複層塗材ＲＥ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状 耐候性 ※耐候形３種 ・ 上塗材 溶 媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 樹 脂 ※アクリル系 ・ 外 観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材Ｅ ・可とう形改修塗材ＲＥ ・可とう形改修塗材ＣＥ	・ ・ ・	・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 耐候性 ※耐候形３種 ・ 上塗材 溶 媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 樹 脂 ※アクリル系 ・ 外 観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

4 マスチック塗材塗り
[4. 1. 5] [4. 6. 2]
[表4. 6. 1]

種別 ・Ａ種 ・Ｂ種

5 外壁用塗膜防水材塗り
[4. 1. 5] [4. 7. 2～3]
[表4. 7. 1]

仕上げの形状 ・
工法 ・
仕上塗材の耐候性 ・耐候形１種 ・耐候形２種 ・耐候形３種
下地挙動緩衝材 ・適用する ・適用しない
模様材の種類 ・
外壁用仕上塗料の種類 ・

⑤ 建具改修工事

1 改修工法
[5. 1. 3]

※かぶせ工法（・ｶﾊﾞｰ工法 ・持出し工法 ・ﾉｯｼﾞﾙ工法） 適用箇所（・建具表による ・ ）
・撤去工法 （・はつり工法 ・引抜き工法） 適用箇所（・建具表による ・ ）

2 防火戸
[5. 1. 4]

※かぶせ工法（・カバー工法 ・持出し工法） 指定箇所（・建具表による ・ ）
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
※連動させる 適用箇所（・建具表による ・ ）
・連動させない

3 建具見本の製作
[5. 1. 5]

※製作しない ・製作する（・納まり等が分かる程度のもの ・ ）

4 防犯建物部品
[5. 1. 7]

・適用する 適用箇所（・建具表による ・ ）

5 アルミニウム製建具
[5. 2. 2~5]

性能値等
・耐風圧性の等級（ ）、気密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）
※改修標準仕様書 表5.2.1による種別
外部に面する建具 ・Ａ種（建具符号 ※建具表による ・ ）
・Ｂ種（建具符号 ※建具表による ・ ）
・Ｃ種（建具符号 ※建具表による ・ ）
防音ドア,防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（ ）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
・適用しない
断熱ドア(G),断熱サッシ(G) ・適用する 断熱性の等級（ ）
（建具符号 ・建具表による ・ ）
・適用しない
ステンレス鋼板の材料 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・
形状及び仕上げ
枠の見込み寸法 ・建具表による ・
表面処理
外部に面する建具 種別 ・BB-1種 ・BB-2種 ・
色合等 ※標準色（ ） ・特注色（ ）
屋内の建具 種別 ・BC-1種 ・BC-2種 ・
色合等 ※標準色（ ） ・特注色（ ）
結露水の処理方法 ※図示 ・
取付工法
水切り板、ぜん板 ※図示 ・

6 網戸等
[5. 2. 3] [5. 3. 3]

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事									Ｎｏ. A－02
図面名	建築改修工事特記仕様書２					縮尺	A1:N/S A3:N/S			
	岡山市市場事業部					令和７年８月				
建築	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者				株式会社U．D．D設計 株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山市岡北東原一丁目３番１０号 Tel 086-253-2588 FAX 086-233-2382 一級建築士事務登録 岡第１２１４７号 一級建築士 第３４８８８３号 海野 雅之
設備	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者	承認	検図	製図	

7 樹脂製建具
[5.3.2～4]

性能値等
・耐風圧性の等級（　　）、機密性の等級（　　）、水密性の等級（　　）
※改修標準仕様書表5.3.1による種別
外部に面する建具　・A種（建具符号　・全て　・建具表による　・　　）
・B種（建具符号　・全て　・建具表による　・　　）
・C種（建具符号　・全て　・建具表による　・　　）
防音ﾄﾞｱ、防音ｻｯｼの遮音性の等級　・適用する（等級　・T-1　・T-2）　・適用しない
（建具符号　・建具表による　・　　）
断熱ﾄﾞｱ(G)、断熱ｻｯｼ(G)の断熱性の等級　・適用する（等級　・H-4　・H-5　・H-6　・H-7　・H-8）
・適用しない（建具符号　・建具表による　・　　）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級　・
形状及び仕上げ
枠の見込み寸法　※建具表による　・
表面色　※標準色　・特注色
取付工法
水切り板、ぜん板　※図示　・
ガラス　※複層ガラス　・

8 鋼製建具
[5.2.2]
[5.4.2～4]

性能値等（建具符号：・建具表による　・　　）
簡易気密型ドアセット　気密性の等級　・A－3
水密性の等級　・W－1
外部に面する面する建具の耐風圧性の等級　・S－4　・S－5　・S－6
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・適用する　等級（　　）　・適用しない
断熱ドア(G)、断熱サッシ(G)の断熱性の等級・適用する　等級（　　）　・適用しない
耐震ドアの面内変形追従性の等級　・適用する　等級（　　）　・適用しない
ステンレス鋼板の材料　※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
くつずりの仕上げ
ステンレス鋼板を用いる場合　※ ＨＬ以上
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ　※改修標準仕様書 表5.4.2による　・　使用箇所（　　）

9 鋼製軽量建具
[5.2.2]
[5.5.2～4]

性能値等（建具符号：・建具表による　・　　）
簡易気密型　・適用する　・適用しない
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・適用する　等級（　　）　・適用しない
耐震ドアの面内変形追従性の等級　・適用する　等級（　　）　・適用しない
鋼板

区　分	材　質
鋼板	※亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板
召合わせ、縦小口包み板、押縁	※鋼板　・

ステンレス鋼板の材料　※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ　※改修標準仕様書 表5.5.1による　・　使用箇所（　　）

10 ステンレス製建具
[5.2.2]
[5.4.2]
[5.6.2～5]

性能値等（建具符号：・建具表による　・　　）
簡易気密型　・適用する　・適用しない
外部に面する面する建具の耐風圧性の等級　・S－4　・S－5　・S－6
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・適用する　等級（　　）　・適用しない
断熱ドア(G)、断熱サッシ(G)の断熱性の等級・適用する　等級（　　）　・適用しない
耐震ドアの面内変形追従性の等級　・適用する　等級（　　）　・適用しない
鋼板（屋外）　※SUS304、SUS430J1L、SUS443J1　・
鋼板（屋内）　※SUS304、SUS430J1L、SUS443J1　・
表面仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・鏡面仕上げ　・
ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（・a角　・b角　・c角）

11 鍵
[5.8.4]

マスターキー　・製作する（　　組）　・製作しない　・既存に組込む
鍵箱　・設ける（　　個用　組）・設けない

12 自動ドア開閉装置
[5.9.2～3]

引き戸用検出装置の種類　[表5.9.1～6]
※光線（反射）センサー　・電波センサー　・音波センサー　・熱線センサー　・光電センサー
・タッチスイッチ　・押しボタンスイッチ
タッチスイッチの種類
・無線式タッチスイッチ　・光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房スイッチの種類
・大形（開・閉）押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ

取付位置　・床面　※天井面　・壁面　・無目
戸の開閉方式　※建具表による　・
防錆　・適用する　・適用しない
凍結防止措置　・適用する　・適用しない

13 自閉式上吊り引戸装置
[5.10.3]

性能等　※標準仕様書 表5.10.1による　・

14 重量シャッター
[5.11.2～5]

種類　・管理用　・外壁用防火　・屋内用防火　・防煙
防火又は、防煙シャッターは、自動閉鎖装置及び随時閉鎖装置付とし、連動制御盤及び煙感知器は別途とする
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（　　）Pa
開閉方式の種類　※電動式（手動併用）　・手動式　[表5.10.1]
急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所　※図示　・
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所　※図示　・
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所　※図示　・
適用する危害防止機構　※改修標準仕様書5.10.2(4)(ｴ)(a)かつ(c)　・(b)かつ(c)
管理用シャッターのシャッターケース（防火、防煙以外）　※設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　※JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき及び鋼帯）

15 軽量シャッター
[5.12.2～4]

開閉方式の種類　※手動式　・電動式（手動併用）　[表5.11.1]
耐風圧強度（　　）N／㎡
スラットの材質　※JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※Z06又はF06を満足するもの　・　　）
・JIS G 3322（塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※AZ90を満足するもの　・　　）
スラットの種類　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形
シャッターケース　※設ける　・設けない
ガイドレールの材質　※ステンレス製（ＳＵＳ３０４）厚さ１．０mm（※中柱共　・　　）
座板（屋外の場合）　※ステンレス製既製品　・

16 オーバーヘッドドア
[5.13.2～3]

セクション材料による区分　※スチールタイプ　⊙アルミニウムタイプ　・ファイバーグラスタイプ
風圧力による強さの区分　・１７５　・１２５　・１００　⊙７５　・５０
開閉方式による区分　※バランス式　⊙チェーン式　・電動式
収納方式による区分　⊙スタンダード形　・ローヘッド形　・ハイリフト形　・バーチカル形
ガイドレールの材質　※溶融亜鉛めっき鋼板　⊙ステンレス製（ＳＵＳ３０４）厚さ２．０mm

17 ガラス
[5.14.2]

下記のガラス以外の品種、厚さの呼びによる種類等　※建具表による　・
・合わせガラス

材料板ガラスの種類	組合せ	特性による種類
※フロート合わせガラス	※フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス	・Ⅰ類　・Ⅱ－１類 ・Ⅱ－２類　・Ⅲ類
・網入合わせガラス	・網入り、フロート板合わせガラス ・網入り、熱線吸収板合わせガラス	・Ⅰ類　・Ⅱ－１類 ・Ⅱ－２類

・強化ガラス

材料板ガラスの種類	材料板ガラスの種類による名称	特性による種類
※フロートガラス	※フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・Ⅰ類　・Ⅲ類
・型板ガラス	※型板強化ガラス	
・熱線反射ガラス	※熱線反射強化ガラス	

・複層ガラス

断熱性による区分	日射取得性、日射遮蔽性による区分
・Ｔ１　・Ｔ２　・Ｔ３　・Ｔ４　・Ｔ５　・Ｔ６	・Ｇ　・Ｓ

・熱線反射ガラス

材料板ガラスによる種類	色　調
※熱線反射ガラス	・ブルー　・グレー
・高性能反射板ガラス	・ブロンズ　・シルバー

種　類	日射遮へい性	耐久性	ガラスの種類
※熱線反射ガラス	・１種	Ａ種	
・高性能反射板ガラス	・２種	・Ａ種　・Ｂ種	
	・３種	Ｂ種	

反射皮膜面　※内面　・外面
映像調整　※行わない　・行う

・熱線吸収板ガラス

材料板ガラスによる種類	性能による種類	厚さによる種類
・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入り磨き板ガラス	・１種　・２種	※建具表による ・

18 ガラス留め材
[5.14.2]

[表3.7.1]

建具の種類	材　種	ガラス溝の大きさ（mm）
鋼製及び鋼製軽量	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・ガスケット	※建具の製造所の仕様による　・
アルミニウム製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・ｶﾞｽｹｯﾄ(ｸﾞﾚｰｼﾞﾝｸﾞﾁｬﾝﾈﾙ形)	※建具の製造所の仕様による　・
ステンレス製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・ガスケット	※建具の製造所の仕様による　・
木製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・ガスケット	※建具の製造所の仕様による　・
樹脂製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・ｶﾞｽｹｯﾄ(ｸﾞﾚｰｼﾞﾝｸﾞﾁｬﾝﾈﾙ形)	※建具の製造所の仕様による　・

19 ガラスブロック積み
[5.14.5]

表面形状	呼び寸法（mm）	厚さ（mm）	色調 クリア	色調 乳白	目地幅（mm） 平積み	目地幅（mm） 曲面積み	伸縮調整目地	防火性能
・正方形	・160ｘ160	・95 ・125	・	・	※8～15	・	※6m以下毎に10～25 ・図示による ・	・なし ・あり
	・200ｘ200	・95 ・125	・	・				
						内側 ※標準仕様書5.14.5(2)(ｳ)(a)②		

壁用金属枠及び補強材　・設ける（形状　※図示による　・　　）
力骨　※ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４）径５．５mmはしご形状複筋及び単筋　・
目地部の力骨の納まり　※ガラスブロック製造所の仕様による　・
化粧目地モルタルの色（　　）
シーリングの種類　（　　）
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　・図示による　・
形状　・図示による　・
工法　1章 20 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

20 ガラス用フィルム

名　称	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム ・	※内張り　・外張り	飛散防止率９５%以上

品質　ＪＩＳ　Ａ５７５９による

21 付属電気設備

自動扉、電動シャッター、電動オーバーヘッドドアの電動機が三相電動機０．４ＫＷ以上の場合は、機器付属の操作盤内に電動機保護用遮断機及び逆相用コンデンサーを設置する

22 木製建具
[5.7.2～4]

建具材の加工、組立時の含水率　※Ａ種　・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
・フラッシュ戸
表面材の合板の品質等

合板の種類	規格等	備考
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ﾗﾜﾝ程度　・　　） 不透明塗料塗り （※しな合板程度　・　　） 板面の品質（・広葉樹１等　・　　） 接着の程度（・1類　・2類）	
・天然木 化粧合板	樹種名（　　） 接着の程度（・1類　・2類）	
・特殊加工 化粧合板	化粧加工の方法 （・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　・ﾌﾟﾘﾝﾄ・塗装） 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（・1類　・2類）	
・ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）	表裏面の状態による区分（　　） 曲げ強さによる区分（　　） 接着剤による区分（　　） 難燃性による区分（　　）	

表面板の厚さ　※表5.7.6による　・
・かまち戸
かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
見込み寸法　※36mm　・建具表による　・
・ふすま
張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
上張り　・鳥の子　・新鳥の子又はビニル紙程度　押入等の裏側は雲花紙程度
縁仕上　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込みす法　※19.5mm　・建具表による　・
・戸ぶすま
見込みす法　※30mm　・建具表による　・
・紙張り障子
見込みす法　※30mm　・建具表による　・
枠、くつずりの材料　・建具表による　・

6 内装改修工事

1 他の部分との取合い等
[6.1.3]

・既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁面及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
・天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
・既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修　※現状のまま　・図示

2 既存床の撤去及び下地補修
[6.2.2]

ビニル床シート等の撤去　※仕上材のみ（接着剤とも）
・下地モルタルとも（・図示の範囲　・撤去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去　・機械的除去工法　・目荒し工法
既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、４章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲　※改修部の端部より１ｍ程度　・図示

3 既存壁の撤去及び下地補修
[6.3.2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り
（仕上げ厚又は全塗厚25mmを超える場合の処置　※図示　・　　）
・

4 製　材
[6.5.2]

ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・
・JAS 1083-5 製材 － 第５部に基づく下地用製材(G)

施工箇所	樹　種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※２級　・		※Ａ種　・		

・JAS 1083-2 製材 － 第２部に基づく造作用製材(G)

施工箇所	樹　種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
					※ Ａ 種		・

・JAS 1083-6 製材 － 第６部に基づく広葉樹製材(G)

施工箇所	樹　種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※１等　・		※Ａ種　・		・

・JAS 1083（製材）以外の製材(G)

施工箇所	樹　種	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用
			（　　） 造作材の場合 （※A種　・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※Ａ種 ・Ｂ種	

・代用樹脂を使用できない箇所（　　）

5 造作用集成材
[6.5.2]

ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材(G)　[6.5.2]

施工箇所	品名	樹種名	寸法（mm）	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※１等　・２等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材(G)

施工箇所	品名	樹種名	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				※1等　・2等	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材(G)

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下　・	

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材(G)

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	

6 造作用単板積層材
[6.5.2]

ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・
・JAS 0701に基づく造作用単板積層材(G)　[6.5.2]

施工箇所	品名	寸法（mm）	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
			・有り（加工　・天然木加工・塗装加工） ・無し（等級：　　）	・適用する ・適用しない	

・JAS 0701以外の造作用単板積層材(G)

施工箇所	品名	寸法（mm）	表面の化粧加工	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
			・有り （加工・天然木加工・塗装加工） ・無し（　　）	・適用する ・適用しない	※14%以下	

・JAS 3079に基づく直交集積板(G)

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能（使用環境）	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用

7 合板等
[6.5.2]

ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・
・普通合板(G)　[6.5.2]

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防炎処理	間伐材等の適用
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上　・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	

・構造用合板(G)

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ（mm）	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※2級以上 ・1級		※１類 ・特類	※C-D以上 ・	※12	・適用する ・適用しない	・適用する （　　） ・適用しない	

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板(G)

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			※１類　・特類	・適用する ・適用しない	

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板(G)

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ（mm）	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			※１類　・２類	・適用する ・適用しない	

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板(G)

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理	間伐材等の適用
		※１類 ・２類			・適用する ・適用しない	

・パーティクルボード(G)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※13タイプ ・	※P又はM ・		※15 ・

・構造用パネル

施工箇所	等級	寸法(mm)
	・１級　・２級　・３級　・４級	

・ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）(G)

施工箇所	厚さ（mm）	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用

8 防腐・防蟻処理
[6.5.5]

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・Ｋ２　※Ｋ３　・Ｋ４

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法
	※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②Ⓕ～Ⓚによる　・
	※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②Ⓕ～Ⓚによる　・
	※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②Ⓕ～Ⓚによる　・

・薬剤の接着剤への混入による防腐、防蟻処理
適用部位（　　）
・合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位　　）

9 軽量鉄骨天井下地
[6.6.2～4]

野縁等の種類
屋外（※25形　・　）　屋内（※19形　・25形）
・屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法
1章 20 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔　・図示　・
周辺部の端からの間隔　・図示　・
野縁の間隔　・図示　・
既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない
あと施工アンカーの確認試験
・行う（試験箇所数　※屋内の場合、当該階において3箇所　・　　）
（確認強度　※改修標準仕様書6.6.4(1)(ｳ)による　・　　）
・行わない

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　※図示　・

・天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法　※改修標準仕様書6.6.4(8)による　・図示

・天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　※図示　・

・天井の下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　※高さが６mを超える天井　・図示
補強方法　※「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第771号）第３第２項第二号に適合させる。
・図示

10 軽量鉄骨壁下地
[6.7.3、4]
[表6.7.1]

スタッド、ランナの種類
※改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　・図示
スタッドの高さが5.0mを超える場合　※図示
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　※改修標準仕様書6.7.4.(5)による　・

11 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル
[6.8.2]
[6.8.3]

ビニル樹脂系材料の原材料
再生ビニル系材料の原材料の合計重量が製品の総重量比で１５%以上使用されているもの

・ビニル床シート(G)

種類	種類の記号	色柄	厚さ（mm）	工法
※発泡層のないもの	※ＦＳ ・ＴＳ	・プレーン ・マーブル ・特殊柄	※２．０ ・２．５	・突付け ※熱溶接
・発泡層のあるもの	・ＨＳ ・ＫＳ	・プレーン ・マーブル ・柄物	・	・突付け ・熱溶接

※接合部の処理（工法　※熱溶接工法　・　　）　・

・ビニル床タイル(G)

種類	種類の記号	色柄	厚さ（mm）
※接着形	・ＦＴ	・プレーン　・マーブル　・特殊柄	※２．０　・
	・ＴＴ	・プレーン　・マーブル　・特殊柄	・
	・ＫＴ	・プレーン　・マーブル　・特殊柄	※２．０　・
※置敷形	・ＦＯＡ	・プレーン　・マーブル　・特殊柄	・
	・ＦＯＢ	・プレーン　・マーブル　・特殊柄	・

・特殊機能床材（帯電防止）(G)

種類	記号	色柄	厚さ（mm）	備考
・帯電防止床シート	・ＦＳ ・		・２．０ ・	帯電防止性能評価値（ＪＩＳ　Ａ１４５５） １．２以上～３．２未満
・帯電防止床タイル	・ＦＯＡ ・ＦＯＢ	・		又は体積電気抵抗値（ＪＩＳ　Ａ１４５４） １ｘ１０^{7}～１０$^{10.5}$Ω程度

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事						Ｎｏ． A-03	
図面名	建築改修工事特記仕様書３			縮尺	A1:N/S A3:N/S			
岡山市市場事業部					令和７年８月			
建築	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者		
設備	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者	承認	検図　製図

株式会社U．D．D設計
株式会社ユー・ディ・ディ設計
岡山市南区泉田一丁目３番１５号
TEL(086)261-2001　FAX(086)261-2002
一級建築士事務登録　岡第１２１４７号
一級建築士　第３４８８３号
海野　雅之

・特殊機能床材（帯電防止以外）

種類	厚さ（mm）	寸法（mm）	材料	色柄
・誘導用床材、注意喚起用床（表面形状 JIS 19251）	・	・３００ｘ３００ ・４００ｘ４００	※塩ビ　・合成ゴム 合成ゴム	・黄色
・				

ビニル幅木の高さ（mm）　※６０　・７５
厚さ（mm）　※２．０　・
材質　※軟質　・硬質

１２　接着剤
[6. 8. 2]、[6. 11. 5]
[6. 13. 2]、[6. 14. 2]
[6. 16. 4]

接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものとする。
ホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆　・

１３　カーペット敷き
[6. 9. 2] [6. 9. 3]

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※ 500×500	※ 6.5	
・カットパイル	・第一種 ・第二種		※ 500×500	※ 6.5	
・カット ・ループ併用	・第一種 ・第二種		※ 500×500	※ 6.5	

下敷き材　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号（呼び厚さ8mm）　・
見切り、押え金物の材質、種類及び形状　※図示　・

１４　合成樹脂塗床
[6. 10. 2] [6. 10. 3]

・弾性ウレタン樹脂系塗床材　[表6. 10. 1]
仕上げの種類　※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂系塗床材　[表6. 10. 2]
工法　・薄膜流しのべ仕上げ　・厚膜流しのべ工法　・樹脂モルタル工法
仕上げの種類　・平滑仕上げ　・防滑仕上げ
塗料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆　・

１５　床用防じん塗料塗り

材質　水性アクリル系樹脂塗材
仕上の種類　※平滑仕上げ　・防滑仕上げ）（※標準色　・　）
工法　製造所の指定する工法とする
塗布料　上塗りは２回塗りとし、総塗布量は０．２５kg／㎡以上とする
塗料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆　・

１６　フローリング張り
[6. 11. 2~6]

フローリング材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆　・
種類、工法
・単層フローリング（・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ１等　・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ１等）　樹種　※なら　・
・釘どめ工法（・根太張り　・直張り）　・接着工法
フローリングボードの大きさ　※改修標準仕様書表6.11.1、3、5による　・
※複合フローリング　樹種　※なら　・ヒノキ　・
・釘どめ工法（・根太張り　・直張り）（・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種）
・接着工法（・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種）
フローリングボードの大きさ　※改修標準仕様書表6.11.2、4、6による　・
仕上げ　※ウレタン樹脂ワニス　・オイルステイン塗りのうえワックス　・生地のままワックス
間伐材等の適用　※適用する　・適用しない
間伐材等：間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が１０％以上であること
居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒド放散量（ＪＡＳ規格による測定方法）が平均値で０．３ｍｇ／Ｌ以下かつ最大値で０．４ｍｇ／Ｌ以下であること

１７　可動間仕切り
（20. 2. 3）

ＪＩＳ　Ａ６５１２によるほか、下記による
構造形式による種類　※スタッド式（・スタッド露出　・スタッド内蔵）・スタッドパネル式
構成基材の種類　※図示による
パネル表面材質及び厚さ（mm）　※鋼板０．６　・鋼板０．８　・
仕上げ　メラミン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼付（※常備品　・指定色）
パネル総厚さ（mm）・　mm程度
遮音性（ｄｂ）　・０　・１５程度　・３０程度　・３６以上
防火性能　・不燃　・

１８　せっこうボード
その他ボード及び
合板張り
[6. 13. 2]

天井及び壁に使用する材料は、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたもの
合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆　・
パーティクルボード(G)、繊維板(G)、木質系セメント板(G)の原材料
合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が５０％以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が２０％以下の接着材、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で、使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする）
天井のボード類（ロックウール吸音板を除く）の張り張りを行う場合
※図示による
合板の張付け　・Ａ種　・Ｂ種

目地工法の種類とせっこうボードのエッジの種類

目地処理の種類	張り方	せっこうボードのエッジの種類
・継目処理	・直張り　・上張り	※テーパーエッジ　・ベベルエッジ
・突付け	・直張り　・上張り　・下張り	※スクェアエッジ
・突付けＶ目地	・直張り　・上張り	※ベベルエッジ
・目透し	・直張り　・上張り	・ベベルエッジ　・スクェアエッジ

１９　壁紙張り
[6. 14. 2]

建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたもの

施工箇所	壁紙の種類	防火性能
	・紙　・繊維　・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ　・無機質　・	・不燃　・準不燃　・難燃
	・紙　・繊維　・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ　・無機質　・	・不燃　・準不燃　・難燃

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・
モルタル・せっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　※Ｂ種　・
コンクリート面の素地ごしらえの種別　※Ｂ種　・
せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえの種別　※Ｂ種　・

２０　モルタル塗り
[6. 15. 3、5、6]

モルタル　※現場調合材料　・既調合材料（材料　）
既製目地材　・設ける　施工箇所（　）　形状（※図示　・　）
・設けない
外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験
・適用する　・適用しない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
・図示による
建具回り等の充填モルタルに使用する防水剤
（品質性能等）
防水剤の種類は建築用のモルタルに用いるセメント防水剤とする
膨張性のひび割れおよびそりがない（ＪＩＳ　Ｒ５２０１規定１０）
混合割合　セメント重量の５％以下（ＪＩＳ　Ａ１４０４）
吸水比　９５％以下（ＪＩＳ　Ａ１４０４）
透水比　８０％以下（水圧は２９４ｋＰａとし１時間行う）
凝結時間（ＪＩＳ　Ｒ５２０１規定９）始発１時間以上、終結１０時間以内
曲げ及び圧縮強度比　７０％以上（ＪＩＳ　Ａ１４０４）

２１　セメントモルタルによるタイル張り
[6. 16. 3]

伸縮調整目地の位置　床タイル（※縦、横とも4m以内ごと　・図示　・　）
床タイル以外（※図示　・　）
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法（mm）	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・行う　※行わない
見本焼き　・行う　※行わない
壁タイル張りの工法
内壁タイル　・密着張り　・改良圧着張り
内壁タイル以外のユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

２２　有機系接着剤による
タイル張り
[6. 16. 4]

伸縮調整目地の位置　床タイル（※縦、横とも4m以内ごと　・図示　・　）
床タイル以外（※図示　・　）
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法（mm）	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・行う　※行わない
見本焼き　・行う　※行わない
有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆　・

２３　セルフレベリング材塗り
[6. 17. 2~3]

塗厚(mm)　※10mm程度　・

⑦ 塗装改修工事

① 材料
[7. 1. 3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆　・
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の箇所を除き防火材料とする（・　）

② 既存塗膜の除去
[7. 2. 1]

塗替え種別がＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
※劣化部分は除去し、活膜部分は残す　・

③ 下地調整、素地ごしらえ
[7. 2. 2~7]
[7. 3. 2~7]

下地面の種別	塗替え 下地調整の種別	素地ごしらえの種別	新規 素地ごしらえの種別	ひび割れ部の補修
木部	※RB種　・		・A種　・B種	
鉄鋼面	※RB種　・		⊙B種　※C種	
鉄鋼面（DB）	※RB種　・		※B種	
亜鉛めっき鋼面	※RB種　・		・A種　・B種	
モルタル面、せっこうプラスター面	※RB種　・		・A種　・B種	・行う
ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ALCﾊﾟﾈﾙ面（DP以外）	※RB種　・		※B種	・行う
コンクリート面 押出成型セメント板面（DB）	⊙RB種　・RC種		・A種　・B種	・行う
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面及びその他ﾎﾞｰﾄﾞ面	※RB種　・		・A種　・B種	

④ 錆止め塗料塗り
[7. 4. 2] [7. 4. 3]

塗装面			塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP	新規見え掛り		・A種　・
		新規見え隠れ		・B種　・
		塗替え		・C種　・
	EP-G	新規見え掛り	・A種　※B種	・A種　・
		新規見え隠れ		・B種　・
		塗替え		・C種　・
	DP	新規		⊙A種　・
		塗替え		⊙C種　・
亜鉛めっき鋼面	SOP	新規鋼製建具等	※A種　・B種	・A種　・
		新規その他		・B種　・
		塗替え		・C種　・
	EP-G	新規鋼製建具等		・A種　・
		新規その他		・B種　・
		塗替え		・C種　・

⑤ 仕上げ塗料塗り
[7. 5. 2 ~7. 12. 2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） 塗料の種類　※１種　・２種	・木部（外部）	・A種 ※B種　・C種	・A種　・B種　・C種
	・木部（内部）	・A種 ※B種　・C種	・A種 ※B種　・C種
	・鉄鋼面	・A種 ※B種　・C種	・A種 ※B種　・C種
	・亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	・A種 ※B種　・C種	・A種 ※B種　・C種
	・亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※A種　・B種　・C種	・A種 ※B種　・C種
・クリアラッカー塗り（ＣＬ）	木部	・A種 ※B種	・A種 ※B種
・アクリル樹脂系水分散形塗料塗り（ＮＡＤ）	・屋内ｺﾝｸﾘｰﾄ面	・A種 ※B種	・A種 ※B種
	・屋内ﾓﾙﾀﾙ面	・A種 ※B種	・A種 ※B種
⊙耐候性塗料塗り（ＤＰ）	⊙屋外鉄鋼面 上塗り等級 ⊙１級 ・２級 ・３級	・表７．８．１による	・表７．８．１による
	・屋外 亜鉛めっき鋼面 上塗り等級 ・１級 ・２級 ・３級	・表７．８．２による	・表７．８．２による
	・屋外 ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び 押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種
⊙つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	⊙コンクリート面	・A種 ※B種　・C種	・A種　・B種
	・モルタル面	・A種 ※B種　・C種	・A種　・B種
	・せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面	・A種 ※B種　・C種	・A種　・B種
	・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面	・A種 ※B種　・C種	・A種　・B種
	・屋内木部	・A種 ※B種　・C種	※A種　・B種　・C種
	・屋内鉄鋼面	・A種 ※B種　・C種	・A種　・B種
	・屋内 亜鉛めっき鋼面	※A種　・B種　・C種	※A種　・B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）	・コンクリート面	・A種 ※B種　・C種	・A種　・B種
	・モルタル面	・A種 ※B種　・C種	・A種　・B種
	・せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面	・A種 ※B種　・C種	・A種　・B種
	・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面	・A種 ※B種　・C種	・A種　・B種

・ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ）　木部　・Ａ種 ※Ｂ種　・Ａ種 ※Ｂ種
・ステイン塗り　木部　・ﾋﾟｸﾞﾒﾝﾄｽﾃｲﾝ塗り　・ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り（OS）
・木材保護塗料塗り（ＷＰ）　木部　・Ａ種 ※Ｂ種　・Ａ種 ※Ｂ種
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

・高日射反射率塗料塗り
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種
塗料その他　JIS K5675（屋根用高日射反射率塗料）２種　等級　・１級　・２級　・３級
塗付け量は、塗料製造所の仕様による

クリアラッカー塗りＡ種の工程２の着色
・適用しない　・適用する（着色剤：　・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色
・適用しない　・適用する（着色剤：　・溶剤系着色剤　・油性線色着色剤）
オイルステイン塗りの工程等
・

⑧ 耐震改修工事（共通事項）

１　適用範囲
・改修標準仕様書第8章耐震改修工事
・改修標準仕様書において８章耐震改修工事以外の改修工事で8章を引用している部分
工事内容　・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
・鉄骨ブレースの設置工事
・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
・柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）
・連続繊維補強工法
・耐震スリット新設工事
・免震改修工事
・制振改修工事
・

２　既存部分の撤去等
[8. 21. 2] [8. 22. 2]
[8. 23. 2] [8. 24. 4]
[8. 26. 5] [8. 27. 2]
[8. 28. 2]

撤去範囲　※図示
既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断　※図示
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置
※露出部分は、錆止め塗料塗りを行う
・
既存杭の撤去等
・撤去範囲及び撤去方法　※構造図による　・

３　既存部分の処理
[8. 21. 3] [8. 22. 3]
[8. 23. 3] [8. 26. 6]
[8. 27. 3]

既存コンクリートの目荒らしの程度
既存柱、梁面
・打継ぎ面の１５～３０％程度に、平均深さ２～５mm（最大７mm）程度の凹凸処理を施す
・構造図による
既存壁
・打継ぎ面の１０～１５％程度に、平均深さ２～５mm（最大７mm）程度の凹凸処理を施す
・構造図による

⑧－１ 鉄筋工事

１　鉄筋の種類
[8. 2. 1]

表８．２．１

規格の名称	種類の記号	使用箇所	呼び径（mm）	備考
異形鉄筋 （鉄筋コンクリート用棒鋼）	※ＳＤ２９５	ｵｰﾊﾞｰｽﾗｲﾀﾞｰ改修部分	※Ｄ１６以下	
	※ＳＤ３４５		※Ｄ１９以上	

２　溶接金網
[8. 2. 2]

形状等

種類	種類の記号	使用部位	網目寸法、鉄筋の径（mm）
・溶接金網			
・鉄筋格子			

③ 鉄筋の継手及び定着
[8. 3. 4]

継手の工法

部位	継手工法と適用径の範囲
・柱主筋	※ガス圧接（Ｄ１９以上）　・重ね継手
・梁主筋	※ガス圧接（Ｄ１９以上）　・重ね継手
・基礎スラブ、耐圧スラブ	・重ね継手（Ｄ１６以下）　・ガス圧接（Ｄ１９以上）
・土圧壁など	・重ね継手（Ｄ１６以下）　・ガス圧接（Ｄ１９以上）
・耐震壁	※重ね継手
・杭主筋	※重ね継手

継手位置　※構造図による　⊙ 図示による
耐力壁の重ね継手の長さ　※改修標準仕様書 8.3.4(3)(ｱ)による　・構造図による

鉄筋の定着長さ
※改修標準仕様書 8.3.4(5)、(6)による
・構造図による

機械式定着工法
・適用する
適用箇所　・図示による（　）　・
種類　・摩擦圧接接合　・螺合グラウト固定　・嵌合グラウト固定
工法　※第三者機関の評定等を取得している工法とする
必要定着長さ　※評定等の評価内容による
補強筋形状　※評定等の評価内容による
かぶり厚さ　※評定等の評価内容による
品質確認　※評定等の評価内容による
検査　※評定等の評価内容による

④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む）
[8. 3. 5]

最小かぶり厚さ（目地底よりかぶりを確保する）
⊙改修標準仕様書 表8.3.6 による
・構造図による
柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無
⊙なし　・有り　適用箇所（　）
主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する
耐久性上不利な部分（塩害等を受けるおそれのある部分等）
・なし　⊙有り　適用箇所（ ｵｰﾊﾞｰｽﾗｲﾀﾞｰ改修部分 ）
軽量コンクリートを適用する部分
⊙なし　・有り　適用箇所（　）　最小かぶり厚さに加える厚さ（　）mm
最小かぶり厚さは下表による

施工箇所	改修標準仕様書 表8.3.6 の値に加える寸法（mm）
・柱、梁、壁及び庇などの外気に接する面	※　１０　・

鉄筋相互のあき（機械式継手及び溶接継手を除く）
・構造関係共通事項による
・改修標準仕様書 8.3.5(4)による

５　機械式継手
[8. 4. 2]

使用箇所　※構造図による
性能（Ｈ１２建告第１４６３号に適合するもの）　・Ａ級　・

６　溶接継手
[8. 4. 3]

種類
・ねじ式鉄筋継手
充填方式
・無機グラウト方式　・有機グラウト方式　・
・端部ねじ加工継手
・モルタル充填式継手

工法
※第三者機関の評定等を取得している工法
鉄筋相互のあき
※評定等の評価内容による
品質の確認
※評定等の評価内容による
検査
※評定等の評価内容による
施工完了後の継手部の試験
・外観試験
試験対象
※全数
試験項目
・評定等の評価内容による　・
試験方法
・評定等の評価内容による　・
・超音波測定試験
試験対象
・抜取り
ロット
・１組の作業班が１日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする。
・
試験の箇所数
１ロットに対して（　）箇所
・全数
試験項目
※挿入長さ
試験方法
※JIS Z 3064（鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）による
不合格となった継手部への措置
・

７　圧接完了後の試験
[8. 3. 8]
(5. 4. 9)

外観試験　※行う（全数）　・
超音波探傷試験　※行う（全数）　・

８　既存構造体との取合い
[8. 21. 9]

割裂補強筋

種類	材料	材質	径	本数ピッチ等	適用箇所
※スパイラル筋	※鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼	※SR235	※φ6 ・φ9 ・	ｽﾊﾟｲﾗﾙ筋の径（mm） （　） ｽﾊﾟｲﾗﾙ筋のﾋﾟｯﾁ（mm） （　）	※図示 ・
・はしご筋 ・	※鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼 （異形鉄筋） ・	・SD295A ・	・D10 ・	壁面内方向筋 （　） 壁面外方向筋 （　）	

⑧－２ コンクリート工事

１　コンクリートの種類及び強度
[8. 1. 3~4]

※普通コンクリート

設計基準強度 Ｆｃ（N／mm²）	気乾単位容積質量（ｔ／ｍ）	スランプ（cm）	適用箇所
⊙２１ ・２４ ・	２．３程度	※１５ ・１８	建物躯体 （基礎、基礎梁、土間スラブ）
		※１８	建物躯体 （基礎、基礎梁、土間スラブ以外）
・１８	２．３程度	※１５ ・１８	

２　コンクリートの種類
[8. 1. 3]

※Ⅰ類（ＪＩＳ　Ａ５３０８「レディーミクストコンクリート」への適合を認証されたコンクリート）
・Ⅱ類（ＪＩＳ　Ａ５３０８に適合したコンクリート）　表８．１．１

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事		Ｎｏ．A-04
図面名	建築改修工事特記仕様書４	縮尺 A1:N/S A3:N/S	
	岡山市市場事業部	令和７年８月	

	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者			
建築									
設備	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者	承認	検図	製図

株式会社U．D．D設計
株式会社ユー・ディ・ディ設計
岡山市南区泉田一丁目３番１０号
Tel 086-232-2266 Fax 086-232-2262
一級建築士事務登録　岡第１２１４７号
一級建築士　第３４８８８３号
海野　雅之

③ セメントの種類
[8．2．5]

表8．2．3

セメントの種類	使　用　箇　所
※普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種(G) ・フライアッシュセメントB種(G)	

普通ポルトランドセメントの品質は、ＪＩＳ　Ｒ５２１０に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く

水和熱	７日目 ２８日目	

④ 骨材の種類
[8．2．5]

アルカリシリカ反応性による区分
※A
・B（※コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m³以下）

⑤ 混和材料
[8．2．5]

・混和剤　　種類　※改修標準仕様書8.2.5(4)(a)による　・
⊙混和材　　種類　※改修標準仕様書8.2.5(4)(b)による　・

6 構造体用モルタル
[8．2．6]

圧縮強度（　　）　フロー値（　　）

7 無筋コンクリート
(6．14．1~3) [8．11．1~3]

適用箇所　　・標準仕様書６．１４．１（４）による　・図示
設計基準強度Ｆｃ（Ｎ／mm²）　※１８
スランプ　　※１５又は１８　・
セメントの種類　　※普通ポルトランドセメント　・

8 ひび割れ誘発目地
打継目地
(6．6．4) (6．8．1)

目地寸法　※標準仕様書９．７．３による　・
間隔　※図示による　・高炉セメントB種(G)
位置　※図示による
ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、打増し厚さ部で処理する

⑨ コンクリートの仕上り
[8．1．4] [8．2．7]

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ　　表8．1．4

種類	適　用　箇　所
・A種	
⊙B種	ｵｰﾊﾞｰｽﾗｲﾀﾞｰ改修部分
・C種	

コンクリートの仕上がりの平たんさ　　表8．1．5

種類	適　用　箇　所
・A種	
・B種	
・C種	

⑩ 打増し厚さ
(6．8．1) [8．7．8]

・打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る）
⊙20mm　・
・打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る）
・10mm　⊙20mm　・
・外装タイル後張り面の打増し処理
・20mm　・
・床型枠用鋼製デッキプレートの梁側面部の打増し処理
プレートが支持される梁の側面について下記の打増しを行う
・10mm　・20mm　・

⑪ 型枠
(6．8．2) [8．2．7]

せき板の材料及び厚さ
※合板（※１２mm）
・メッシュ型枠（使用部位　※構造図による　・　　）
・床型枠用鋼製デッキプレート（施工範囲　※構造図による　・　　）
スリーブ材　※標準仕様書６．８．２（９）（イ）による　・構造図による
断熱材兼用型枠　・使用しない　・使用する（※25mm以下かつ熱抵抗値1m²℃/kCal以上）
ＭＣＲ工法用シートの仕様　・使用しない　・使用する（使用部位　※図示による）

⑫ 型枠の加工及び部位
[8．7．8]

シアコネクタをセパレータとして使用
適用箇所　※構造図による

⑬ コンクリートの
打込み工法等
[8．21．8] [8．23．5]

部位毎のコンクリート打設工法の指定
補強工法
現場打ちコンクリート壁の増設工事
・流込み工法（・全て　・　　）
・圧入工法　（・全て　・　　）
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法
・流込み工法（・全て　・　　）
・圧入工法　（・全て　・　　）

8―3 鉄骨工事

1 鉄骨の製作工場
[8．1．5]
(7．1．1) (7．1．3)

鉄骨製作工場の加工能力
※建築基準法第７７条の５６に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた（株）日本鉄骨評価センター及び全国鉄骨評価機構（旧（社）全国鐵構工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める次のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場とするものとする。
（　・Ｊグレード　・Ｒグレード　・Ｍグレード　・Ｈグレード　・Ｓグレード　）

2 鉄骨製作工場における
施工管理技術者
[8．1．6]

※配置する　・配置しない

3 鋼材
[8．2．8]

鋼材の材質　　表8．2．7

種類の記号	適　用　箇　所	規格等
		※ＪＩＳ規格による
		※ＪＩＳ規格による
		※ＪＩＳ規格による

4 高力ボルト
[8．2．9] [8．13．2]
[8．14．2]

区分
※トルシア形高力ボルト　２種（Ｓ１０Ｔ）
・ＪＩＳ形高力ボルト　２種（Ｆ１０Ｔ）
高力ボルトの径　※図示による
すべり試験　※行わない
・行う（・すべり係数試験　・すべり耐力試験）
試験方法等　※構造図による
すべり試験を実施する場合、標準仕様書7.12.5(1)(イ)による摩擦面の確認は、本試験で作成した対比試験片で行うこと。

5 溶融亜鉛めっき高力
ボルト
[8．2．9] [8．13．2]
[8．20．5]
(7．12．5)

セットの種類
※１種（Ｆ８Ｔ相当）
溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき前の孔径
・大臣認定を受けた内容による
摩擦面の処理
※ブラスト処理（表面粗度５０μmＲｚ以上）
・ブラスト以外の特別な処理（りん酸塩処理）
すべり試験　※行わない
・行う（・すべり係数試験　・すべり耐力試験）
試験方法等　※構造図による
すべり試験を実施する場合、標準仕様書7.12.5(1)(イ)による摩擦面の確認は、本試験で作成した対比試験片で行うこと。

6 普通ボルト
(7．2．3)

ボルト及びナットの材料等　※標準仕様書　表７．２．３による
座金　※標準仕様書　表７．２．３（４）による
母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径　※ねじの呼び径+1.0mm　・図示

7 アンカーボルト
(7．2．4) (7．3．2)
(7．10．3)

適用
・構造用アンカーボルト
セットの種類　・ABR400　・ABR490
形状、寸法　※構造図による　・
・建方用アンカーボルト
種類　・SS400　・
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
※標準仕様書　表７．２．３による　・構造図による
・標準仕様書７．２．４以外のアンカーボルト
適用箇所
・図示による（　　）　・
種類SS400　・
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
※標準仕様書　表７．２．３による　・

8 溶接材料
[8．2．10]

・改修標準仕様書　８．２．１０（１）（２）による
・図示による

9 ターンバックル
(7．2．6)

種類
建築用ターンバックル胴　※割枠式
建築用ターンバックルボルト　※羽子板ボルト
ねじの呼び　※構造図による　・

10 デッキプレート
(7．2．7)

工法の種別
・合成スラブ（適用箇所　・構造図による　・　　）
・床型枠用　（適用箇所　・構造図による　・　　）
・
材質、形状及び寸法
・構造図による　・
鉄骨部材への溶接方法
・構造図による　・
耐火認定
・有り（耐火時間　・図示による　・　　）　・なし

11 スタッドボルト
[8．2．11]

※頭付スタッド（ＪＩＳ　Ｂ１１９８）

径（呼び名）	長さ　（呼び長さ）　mm	使　用　箇　所
１６φ	・８０　・１００　・１２０	
１９φ	・８０　・１００　・１３０　・１５０	
２２φ	・８０　・１００　・１３０　・１５０	

12 柱底均しモルタル
[8．2．12]

モルタルの種別
※無収縮モルタル
無収縮モルタルの材料及び調合
※改修標準仕様書８．２．１２による

13 製作精度
[8．13．3]

・改修標準仕様書８．１３．３　及び　H12建告第1464号第二号イによる
通しダイヤフラムの許容誤差
・ダイヤフラムをH12建告第1464号第二号イ(1)(2)に規定するただし書きの計算確認有り
補強方法
・「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
・全てのダイヤフラムはH12建告第1464号第二号イ(1)(2)に規定する仕様を満足すること

14 仮組
[8．13．10]

※行わない　・行う（適用範囲　※構造図による　・　　）

15 高力ボルト接合
[8．14．2]

スプライスプレートの材質　※鋼材の種別及び引張強さによる区分は母材と同等とする
フィラープレートの材質　※ＳＳ４００とする

16 溶接接合
[8．15．4] [8．15．7]

開先の形状　※構造関係共通事項　４　溶接継手の種類別開先標準による　・構造図による
スカラップの形状　※構造関係共通事項　６　スカラップによる　・構造図による
鋼製エンドタブの切断する部分
切断する箇所　※構造図による　・
切断する範囲　・構造図による
・鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から5mm以下を残して直線状に切断する。なお、切断面が交差する場合は、交差部をﾃｰﾊﾟ状に加工する
切断面の仕上げ　※改修標準仕様書8.15.7(1)(ｶ)(b)②による　・構造図による
完全溶込み溶接部の余盛り高さ　※（一社）日本建築学会「ＪＡＳＳ　６鉄骨工事」付則６［鉄骨精度検査基準］付表３［溶接］による
鋼製エンドタブ・裏あて金　※鋼材の種別及び引張強さによる区分は母材と同等とする

17 入熱、パス間温度の溶
接条件

鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件
※構造関係共通事項による　・図示
適用箇所
※ 柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部
・図示による

18 溶接部の試験
[8．15．12]

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
※行う　・行わない
工場溶接の場合　※全数
工事現場溶接の場合　※全数

割れの疑いのある表面欠陥においては、浸透探傷試験及び磁粉探傷試験を行う
突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査
独立行政法人建築研究所監修
「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
・抜き取り検査１　※抜き取り検査２

19 耐火被覆
[8．18．2~8]

種別及び性能

種別	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール		
	・半乾式吹付けロックウール		
	・湿式ロックウール		
	・		
・耐火板張り	・繊維混入けい酸カルシウム板		
	・		
・耐火材巻付け	・高耐熱ロックウール		
	・		
・ラス張りモルタル塗り	―		
・耐火塗料			

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする

性能

性能	適　用　箇　所（部位・部分）
・３０分耐火	
・１時間耐火	
・２時間耐火	
・３時間耐火	

20 建方精度
(7．10．2)

※（一社）日本建築学会「ＪＡＳＳ　６鉄骨工事」付則６［鉄骨精度検査基準］
付表５［工事現場］による

21 アンカーボルトの保持
及び埋込み工法
(7．2．4) (7．10．3)

構造用アンカーフレームの形状及び寸法
※構造図による　・
建方用アンカーフレームの保持及び埋込み工法　　表７．１０．１
種別　・A種　・B種
柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別　　表７．１０．２
※標準仕様書 表7.10.2（※Ａ種［モルタル厚さ５０］　・Ｂ種［モルタル厚さ３０］）による

22 錆止め塗装
[7．4．3]
[8．17．2~4]

塗料の種別
亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料
※改修標準仕様書　表７．４．２のＡ種
・改修標準仕様書　表７．４．２のＢ種
・ＥＰ－Ｇの適用箇所は改修標準仕様書　表７．４．２のＣ種　・
塗装を行う耐火被覆材の接着する面への塗装
・行う
適用箇所　※構造図による　・
塗装の種別　※構造図による　・
※行わない

23 溶融亜鉛めっき工法
（主要構造及び構造
耐力上主要な部分
に限る）
[8．20．4]

種別等　　表８．２０．１

亜鉛めっきの種別	材料	適用箇所
A種(HDZ55)	最小板厚　6.0mm　以上の形鋼、鋼板	※図示による
B種(HDZ45)	最小板厚　3.2mm　以上、6.0mm　未満の形鋼、鋼板	・
C種(HDZ35)	普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚　1.6mm　以上、3.2mm　未満の形鋼、鋼板	

8―4 あと施工アンカー工事

1 あと施工アンカー
[8．2．4]

引張耐力　・　　せん断耐力　・
⊙金属系アンカー

本　体			接合筋		
径（mm）	埋込み深さ（mm）	セット方式	種類	径（mm）	長さ（mm）
14	40	本体打ち込み式改良型	異形	D10	300

※接着系アンカー

径（mm）	埋込み深さ（mm）	接着剤の材質	アンカーの種類	アンカー筋の種類
D13	100	※有機系　・無機系	※カプセル方式回転・打撃式	D13
M12	100	※有機系　・無機系	※カプセル方式回転・打撃式	M12

アンカー筋の新設壁内への定着の長さ　※構造図による　・

2 穿孔前の埋込配管等の
探査
[8．12．4]

探査範囲　※穿孔範囲の全て　・
探査方法
※鉄筋探知機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う
・はつり出しによる
・

3 あと施工アンカーの試験
[8．2．4] [8．12．7]
(14．1．3)

性能確認試験　※行わない　・行う
施工確認試験　・行う　・行わない
確認強度　・構造図による　・

4 シアコネクタ
[8．7．8]

・金属拡張系アンカー　適用箇所　※構造図による　・
・接着系アンカー　適用箇所　※構造図による　・

5 施工管理技術者
[8．12．2]

（一社）日本建築あと施工アンカー協会が定める「あと施工アンカー技術管理士」の資格以上の能力を有する者とする。

8―5 グラウト工事

1 柱底均しモルタル
[8．2．12]

無収縮モルタル　・使用する　・使用しない

2 グラウト材
[8．2．12]

無収縮グラウト材の材質等

混和材	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
セメント	JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。ただし、現場調合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。

無収縮グラウト材の品質及び試験方法

コンシステンシー	Jフロートによる流下時間 練混ぜ完了から３分以内の値　：　８±２秒
ブリーディング	練り混ぜ２時間後のブリージング率　：　２．０%以下
凝結時間	凝結開始時間　：　１時間以上 終結時間　：　１８時間以内
無収縮性	材齢　７日　収縮しない
圧縮強度	材齢　３日　２０Ｎ／mm２以上 材齢２８日　４０Ｎ／mm２以上
塩化物量	０．３０ｋｇ／ｍ３以下
試験方法	１）NEXCO試験方法　試験法３１２－１９９９「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。プレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合の試験はプレミックス形のみとする。 ２）塩化物量の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。

8―6 連続繊維補強工事

1 連続繊維シート
[8．2．13] [8．24．6]
[8．24．7]

連続繊維の材料
・炭素繊維　・アラミド繊維　・
連続繊維の材質
引張強度（含浸硬化後）　・（　　）Ｎ／mm２　・
ヤング係数（含浸硬化後）　・（　　）Ｎ／mm２　・
繊維目付量　・（　　）ｇ／m２　・
シート厚さ　・（　　）mm　・
シート貼り方向　※図示
定着方法　※図示
含浸接着樹脂　・低臭型　・
プライマー　・低臭型　・
下地処理
仕上げモルタルの除去　※行う　・行わない
下地処理の範囲　※図示
下地処理の程度　※図示
柱及び梁の隅角部の面取り　大きさ　※図示
下地調整　※行う

ひび割れ部改修　・行う　・行わない
種類及び部位　※図示
引張強度試験　・行う　・行わない
※JIS A 1191（コンクリート補強用連続繊維シートの引張試験方法）による
試験数量　※図示
付着強度試験　・行う　・行わない
※JIS A 6909（建築用仕上塗材）による
試験数量　※図示
補強工事後の仕上げ　※構造図による　・

8―7 耐震スリット新設工事

1 耐震スリットの方式、
幅及び深さ
[8．25．2]

・完全　・部分
設置個所　※構造図による　　耐震スリット部詳細　※構造図による
スリットの幅及び深さ　※構造図による

2 耐震スリットの施工前の
埋め込み配管等の探査
[8．12．4] [8．25．2]

既存撤去部の配管等の探索
※鉄筋探知機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う
・はつりだしによる

3 耐震スリット充填材の
挿入及び周囲補修等
[8．25．2]

・耐火材　使用箇所及び仕様　・構造図による　・
・遮音材　使用箇所及び仕様　・構造図による　・
撤去部の補修　※撤去材と同一材で補修　・構造図による

9―1 環境配慮改修工事

1 石綿含有建材の除去工事
[9．1．1] [9．1．3~6]

調査
※石綿含有建材の事前調査
１章５による
・分析による石綿含有建材の調査（施工調査）
分析対象
アクチノライト、アモサイト、　アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、
トレモライト
分析方法
分析結果については、監督職員に報告すること

材料名	定性分析 JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	定量分析 JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	箇所	箇所
	箇所	箇所
	箇所	箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・図示　・

・石綿粉塵濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工場所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	計　　点
・	測定２		調査対象室外部の付近	計　　点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	計　　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	計　　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口 （処理作業室外の場合）	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計　　点
※	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺　・敷地境界	計　　点
※	測定７	処理作業後 （シート養生中）	処理作業室内	計　　点
・	測定８	処理作業後	処理作業室内	計　　点
・	測定９	シート撤去後 １週間以降）	調査対象室外部の付近	計　　点

測定方法
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定４　・測定５ ・測定（　　）	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

	・測定4,5 ・測定（　）	・測定（　　）	・測定（　　）
メンブレンフィルタ直径（mm）	２５	４７	４７
試料の吸引流量（ｌ／ｍｉｎ）	・５　・	・１０　・	・１０　・
試料の吸引時間（ｍｉｎ）	・３０　・	・１２０　・	・１２０　・

石綿含有建材の処理
・石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲　※図示
除去工法　※改修標準仕様書９．１．３（２）（ア）による
・
除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲　※図示
除去工法　※ 原形のまま手ばらし　・ 破砕して除去
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化
除去した石綿含有保温材の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有成形板等（石綿含有けい酸カルシウム板第１種以外）の除去
除去工法　※切断・破砕等以外（ボルトや釘等を撤去し、手作業で取りやすす等）
除去対象範囲　※図示
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分（管理型最終処分場）

・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分（安定型最終処分場）　・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

| 工事名 | 水産棟オーバースライダー改修工事 | | | | |

・石綿含有成形板等（石綿含有けい酸カルシウム板第１種）の除去
除去対象範囲　※図示
除去工法　※手作業で取外し　・切断・破砕等
切断・破砕等する場合　作業場所の隔離し、湿潤な状態を保ちながら作業すること。（作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない。）
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第１種の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）　・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
処分施設の名称（　　）
所在地（　　）

・石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
下記以外は、改修標準仕様書9.1.1及び9.1.2による
除去工法　・
※石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法
・集じん装置併用手工具ケレン工法
・集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
・集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
・超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用）
・剥離剤併用手工具ケレン工法
・剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
・剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
・剥離剤併用超音波ケレン工法
・集じん装置付ディスクグラインダーケレン工法
・

作業場所の隔離　※行わない　・行う
試験施工　※行わない　・行う
除去した石綿含有仕上塗材の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）　・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分
※改修標準仕様書9.1.3(3)による　・
確認及び後片付け　※改修標準仕様書9.1.3(4)の(ｱ)、(ｲ)、(ｶ)及び(ｷ)による

石綿含有建材除去後の仕上げ工事　※図示　・

2　断熱・防露改修工事材
[9.3.2~4]

断熱材は、原則としてグリーン購入法における特定調達品目を使用するものとする
断熱材のホルムアルデヒト放散量　※F☆☆☆☆　・
・断熱材(G)の打込み工法

種類		厚さ（mm）	施工箇所
・ビーズ法 ポリスチレンフォーム断熱材		・２５　・	
・押出法 ポリスチレンフォーム断熱材 （スキン層なし）	・２種ｂＡ ・３種ｂＡ ・	・２５　・ ・２５　・	・土間下
・硬質ウレタンフォーム断熱材		・２５　・	
・フェノールフォーム断熱材		・２５　・	

施工箇所の詳細は、仕上表及び図示による
・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　※Ａ種１　・Ａ種１Ｈ
厚さ（mm）　・２５　・３０
施工箇所　※窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・図示

3　屋上緑化改修工事
[9.4.2~4]

植栽基盤及び材料
・屋上緑化軽量システム(G)
芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・
見切り材、舗装材、排水穴、マルチング材等　※図示　・
工法
1章 20 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
支柱　・設置する（種類　・図示　・　）
かん水装置　・設置する（工事区分は図示による　）
既存保護層の撤去　・行う
新植芝及び地被類の枯補償
枯補償の期間　※引渡しの日から１年　・
枯補償の期間内に樹木が枯死、枝損傷、形姿不良等となった場合は、同等以上のもの再植樹するとともに、取り除いた樹木の処分を行うものとする

10　ユニット及びその他の工事

1　フリーアクセスフロア
(20.2.2)

施工箇所	・	・
構法	置敷式	支柱調整式
耐震性能	・１．０Ｇ　・０．６Ｇ	・１．０Ｇ　・０．６Ｇ
所定荷重	※３０００Ｎ　・５０００Ｎ	※３０００Ｎ　・５０００Ｎ
パネル寸法（mm）	・	・
高さ（mm）	・　・	・　・
床表面仕上げ材の材質	※タイルカーペット(G) ・帯電防止床タイル(G)	※タイルカーペット(G) ・帯電防止床タイル(G)
ボーダー部及びスロープ	※製造所の仕様　・図示による	※製造所の仕様　・図示による

寸法精度　※標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)による　・
表面仕上材の品質・性能は、改修標準仕様書６章 内装改修工事による
配線用取り出しパネル
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　※製造所の仕様による　・２０～３０％
配線取り出し開口　※製造所の仕様による　・パネル1枚につき40mm×80mm程度の開口1ヶ所以上
空調用吹き出し（吸い込み）パネル

耐荷重性能　変形5.0mm以下、残留変形3.0mm以下
耐衝撃性能　残留変形3.0mm以下及び損傷がないこと
ローリングロード性能
所定荷重1,000Ｎ（5,000Ｎの積載荷重は1,000Ｎ以上で任意）による繰り返し試験後、残留変形3.0mm以下

2　トイレブース
(20.2.5)

表面材　※メラミン樹脂系化粧板　・ポリエステル樹脂系化粧板
ドアエッジ材質形状　※アルミＲエッジ　・
幅木材質形状　※ステンレス幅木　・

3　手すり
(20.2.6)

材質	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所
・集成材	・ＣＬ　・	・６０　・４５　・４０　・	
・ステンレスパイプ	・ＨＬ　・	・６０　・４５　・４０　・	
・鋼製パイプ	・ＥＰ－Ｇ　・ＳＯＰ	・６０　・４５　・４０　・	
・ビニル製			

4　階段滑止め
(20.2.7)

材種　ステンレス製（ＳＵＳ３０４）（・埋込工法　※接着工法）
端部フラットエンド　※有（※タイヤと同材　・ステンレス鋼）　・無
型式　※ビニルタイヤ又は合成ゴムタイヤ入り　・
幅（mm）　※約３５　・

5　表示
(20.2.11)

・案内板　・施設案内板（※標準詳細図による　・図示による）
・各階案内板（※標準詳細図による　・図示による）
・視覚障害者用案内板（※図示による）
・室名札　※標準詳細図による　・市販品
・ピクトグラフ　標準案内図用記号　※ＪＩＳ　Ｚ８２１０による　・図示による
形状・その他　※図示による
・施設文字　※標準詳細図による　・
・切抜文字（・ステンレス製・黄銅製）　・箱文字（・ステンレス製・黄銅製）
字数（　　）　文字の大きさ（　　x　　）
・対人衝突防止表示　・図示による
・非常用進入口　・図示による
案内図用記号はＪＩＳ　Ｚ８２１０による

6　ブラインド(G)
(20.2.14)

形式	・横型ブラインド	・縦型ブラインド
スラットの材質	アルミニウム合金製	・アルミスラット　・クロススラット
種類	※ギア式 ・コード式 ・操作棒式	・１本操作コード式 ※２本操作コード式
スラットの幅（mm）	※２５　・３５	・８０　・１００
ボックス・レールの材種	※鋼製　・	アルミニウム合金製
幅・高さ・取付箇所	※図示　・	※図示　・

7　ロールスクリーン
(20.2.15)

操作方式　・スプリング式　・コード式（チェーン式）　・電動式
材種　・図示による　・
遮光性能　・図示による　・
寸法及び取付箇所　・図示による　・

8　カーテン及び
カーテンレール
(20.2.16)

カーテン(G)

取付箇所	生地の種別、品質、特殊加工等	ひだの種類	形式		開閉操作	
			・シングル ・ダブル	・片引き ・引分	※手引き　・ひも引き ・電動	
			・シングル ・ダブル	・片引き ・引分	※手引き　・ひも引き ・電動	

カーテンレール及び付属金物

施工箇所	強さによる区分	材料による区分	仕上げ	形状	ｶｰﾃﾝ用付属金物
	・１０－６０ ※１０－９０	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の押出し成型材 ・	※ｱﾙﾏｲﾄ ・	※角形 ・	

・暗幕用は３００mm以上の召し合せの重掛けとする

9　点検口

天井　材種　アルミニウム製　寸法（mm）　※４５０ｘ４５０　・６００ｘ６００
形式　一般型　外枠　・額縁タイプ　・目地タイプ
内枠　・額縁タイプ　・目地タイプ
枠の許容差　±０．５mm以内　外枠と内枠のクリアランス　片側２．０mm以内
材料の品質及び性能
外枠、内枠の材質
アルミニウム合金押出形材　ＪＩＳ　Ｈ４１００　Ａ６０６３Ｓ－Ｔ５
表面処理　表１４．２．１のＡＣ－１種、ＡＣ－２種（外部はＢＢ－１種、ＢＢ－２種）
外枠及び内枠のコーナーピース、吊り金物、取付ボルト
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの
床　材種　アルミニウム製　寸法（mm）　・４５０ｘ４５０　※６００ｘ６００
形式　※屋内用一般型　・密閉形
パッキンを装着しないもの及びがたつき防止用パッキンを装着したもの
枠の許容差　±０．５mm以内　外枠と内枠のクリアランス　片側２．０mm以内
材料の品質及び性能
受枠材、蓋枠材、コーナーピース、底板材、底板補強材
アルミニウム合金押出形材　ＪＩＳ　Ｈ４１００　Ａ６０６３Ｓ－Ｔ５
表面処理　表１４．２．１のＡＢ－１種、ＡＢ－２種、ＢＢ－１種、ＢＢ－２種
開閉方式　施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式
その他　製造所の仕様による

10　天井見切り縁等
壁及び下がり壁と天井の取合いの見切縁（天井見切縁、下がり壁見切縁）の材種
※アルミニウム既製品　・ビニル既製品

11　視覚障害者用床タイル
（視覚障害者誘導用
ブロック）
(11.2.2)(19.2.2)

材種　・レジンコンクリート製（厚さ６０mm）　・セラミックタイル製　・塩ビ製鋲
表面形状　ＪＩＳ　Ｔ９２５１による
寸法　※３００ｘ３００
色　※黄色　・灰色（既存合わせ）

12　埋戻し及び盛土
(3.2.3)

種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　(表3.2.1)
・建設汚泥から再生した処理土
Ｄ種の場合は必要に応じて「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により、監督職員と協議の上、六価クロム溶出試験を行うものとする。

13　建設発生土の処理
(3.2.5)

※構外指示の場所に処分　・構内指示の場所に敷き均し　・構内指示の場所に堆積

14　砂利地業
(4.6.2)(4.6.3)

材料　※再生クラッシャラン(G)　・切込砂利及び切込砕石
厚さ及び使用範囲

厚さ	使　用　範　囲
※６０　⊙１５０	⊙図示による　・

15　捨コンクリート地業
(4.6.4)

コンクリートの種類　※普通コンクリート　・
設計基準強度　※１８Ｎ／mm²　・　Ｎ／mm²
スランプ　※１５cm　・１８cm
厚さ及び使用範囲

厚さ	使　用　範　囲
※５０　・	・図示による　・

16　床下防湿層
(4.6.5)

施工範囲　※建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）
防湿工法　※ポリエチレンフィルム厚さ０．１５mm以上
・
防湿層の位置　※図示による

17　排水管
(21.2.1)

・遠心力鉄筋コンクリート
種類　※外圧管１種Ｂ形　・
継手　※ゴム接合　・モルタル接合
・硬質ポリ塩化ビニル管
・ＶＰ　・ＶＵ　・ＲＳ－ＶＵ(G)
建物外での硬質ポリ塩化ビニル管であって、使用済み塩化ビニル管を原材料とする塩化ビニルが製品全体重量比で３０％以上使用されていること

18　側溝、排水桝等
(21.2.2)

・鋳鉄製ふた　・ステンレス製ふた
型式　※水封型　・簡易密閉型　・密閉型　・中ふた付密閉型
適用荷重（安全荷重［ｋＮ］）
屋内用　・Ｔ－２用（５）　・
屋外用　・Ｔ－２用（５）　※Ｔ－６用（１５）　・Ｔ－２０用（５０）　・
鍵　・有　・無
・グレーチング

種類	形式	用　途	適用荷重	メインバーピッチ	上面形状
・鋼製	・受枠付 ・ボルト 固定	・溝ふた（横断用） ・溝ふた（側溝用） ・桝ふた用 ・Ｕ字溝用	・歩行用 ・Ｔ－２用 ・Ｔ－６用 ・Ｔ－１４用 ・Ｔ－２０用	・普通目　・細目 ・普通目　・細目 ・普通目　・細目 ・普通目　・細目 ・普通目　・細目	※凹凸形 ・
・ステンレス製	・受枠付 ・ボルト 固定	・溝ふた（横断用） ・溝ふた（側溝用） ・桝ふた用 ・Ｕ字溝用	・歩行用 ・Ｔ－２用 ・Ｔ－６用 ・Ｔ－１４用 ・Ｔ－２０用	・普通目　・細目 ・普通目　・細目 ・普通目　・細目 ・普通目　・細目 ・普通目　・細目	・凹凸形 ・平形

19　路床
(22.2.2~5)

路床の構成　※標準詳細図による　・
盛土に用いる材料（（表３．２．１）による）
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・建設汚泥から再生した処理土
支持力比（ＣＢＲ）試験　※行わない　・行う（※乱した土　・乱さない土）
締固め度の試験　※行わない　・行う
現場ＣＢＲ試験　※行わない　・行う

20　路盤
(22.3.2~5)

路盤の構成　※標準詳細図による　・図示による
路盤材料　※再生材クラッシャラン(G)　・クラッシャラン鉄鋼スラグ(G)
締め固め度試験　※行わない　・行う

21　アスファルト舗装
(22.4.2~6)

舗装の構成　※標準詳細図による　・図示による
アスファルト　※再生アスファルト(G)　・ストレートアスファルト
骨材　※道路用砕石　・アスファルトコンクリート再生骨材(G)
加熱アスファルト混合物等の種類
※表層　※密粒度アスファルト混合物（１３）
・細粒度アスファルト混合物（１３）
・
・基層　・粗粒度アスファルト混合物（２０）
シールコート　※行わない　・行う
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う

22　植栽地の確認
(23.1.3)

土壌の水素イオン濃度（ｐＨ）試験　・行う　※行わない
電気伝導度（ＥＣ）の試験　・行う　※行わない

23　植栽基盤の整備
(23.2.2~4)

排水　・設置する（・暗きょ　・閉きょ　・排水層　・縦穴排水）　・設置しない
電気伝導度（ＥＣ）の試験　・行う　※行わない
整備工法　表23.2.2
樹木　・行う（※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種）　※行わない
芝及び地被類　※行う（※Ｂ種　・　）　・行わない
植込み用土　※現場発生土の良質土　・客土

24　支柱材
(23.3.2)

※丸太（間伐材）　・真竹

25　新植樹木の枯補償
(23.3.4)

枯補償の期間　※引渡の日から１年　・
枯補償の期間内に樹木が枯死、枝損傷、形姿不良等となった場合は、同等以上のもの再植樹するとともに、取り除いた樹木の処分を行うものとする

26　移植樹木の枯損処置
(23.3.6)

枯損処置の期間　※引渡の日から１年　・
枯損処置の期間内に樹木が枯した場合は、伐採及び伐根を行い、良質土で埋め戻し整地するものとする

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事									Ｎｏ． A-06
図面名	建築改修工事特記仕様書６					縮尺	A1:N/S A3:N/S			
	岡山市市場事業部					令和７年８月				
建築	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者				株式会社U．D．D設計 株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山市南区泉田一丁目３番１５号 Tel 086-223-2268　FAX 086-223-2292 一級建築士事務登録　岡第１２１４７号 一級建築士　第３４８８３号 海野　雅之
設備	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者	承認	検図	製図	

岡山市建築解体工事特記仕様書

Ⅰ．工　事　概　要

1．工　事　場　所　岡山市南区市場１丁目１番地
2．敷　地　面　積　159,004.00 ㎡
3．工　事　種　目

棟　名　等	構造・規模等	適　　要
１）水産卸売場	鉄骨造　３階建て　17,280.02 ㎡	

4．工事内容
　1．上記3．工事種目の建築物等の取りこわしを行う
　2．給水、排水、ガス設備については指定工事店により、閉栓工事を行う

Ⅱ．建築工事仕様

1．共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様
（1）項目は番号に○印のついたものを適用する。
（2）特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
　⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　⊙ 印と ※ 印のついた場合は共に適用する。
（3）G印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達物品等を示す。
（4）特記事項に記載の［　　］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（5）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（6）特記事項に記載の〈　　〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。
（7）「監督職員」は「監督員」と読み替える。

章	項　　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	※適用基準等	・営繕工事写真撮影要領（令和３年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・建築工事標準詳細図　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課
	① 官公署その他への届出手続き等 (1.1.3)	関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。 特に石綿含有建材に関する手続等は以下がある。 （発注者へ提出するものは、別途現場説明書に記載している。） 石綿含有建材の有無に関わらず、定められた規模等に該当する場合 ① 事前調査結果の報告（大防法第18条の15, 石綿則第4条の2） 　提出先：岡山市環境保全課 及び 所轄労働基準監督　提出期限：調査後遅滞なく 石綿含有建材の除去等がある場合で、届出等の対象に該当する場合 ② 労働安全衛生法の計画届［労働安全衛生法88条 石綿則第5条］ 　提出先：所轄労働基準監督署　提出期限：施工開始の14日前まで ③ 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届［大防法第18条の17］ 　提出先：岡山市環境保全課　　提出期限：施工開始の14日前まで ④ その他、各自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届け出
	2　電気保安技術者［1．3．3］	・適用する
	③ 施工条件［1．3．5］	施工時間帯　　※指定なし　・指定あり（ＰＭ１：００～ＰＭ６：００） 施工ができない日等　※指定なし　⊙指定あり（別添「市場行事に伴う施工ができない日等（予定）」に基づき監督職員と協議するものとする） 部位別の施工順序　※指定なし　・指定あり（　　） 工事車両の駐車場所　（※図示　・　　） 資機材置場　（※図示　・　　） 建設発生土仮置場　（※図示　・　　） ※週休２日促進工事について ・本工事は、週休２日促進工事の対象である。週休２日促進工事特記仕様書を参照すること。 ⊙本工事は、週休２日促進工事の対象外である。
	④ 安全計画書［1．3．6～8］	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事安全計画書を作成し、監督職員に提出する。
	⑤ 石綿含有建材の事前調査［1．4．1］	※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、解体の作業に係る全ての材料について、設計図書等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により使用の有無について事前調査し、調査結果を監督職員に提出する。 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査が必要になるため、監督職員と協議するものとする。 調査範囲（※工事範囲　・図示　） 貸与資料（　　）
	⑥ 環境への配慮［1．3．9］	国等による環境物品等の調達の推等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和３年２月１９日変更閣議決定）における公共工事の配慮事項（資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。）に留意すること。
	⑦ 発生材の処理［1．3．10］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 　処理方法　（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ⊙再生資源化を図るもの ⊙コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材
	⑧ 関係法令等の遵守［1．1．13］	「鉛等有害物を含する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（基安労発0530第1号、基安化発0530第1号　平成２６年５月３０日）により、鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、鉛中毒予防規則等関係法令を遵守する。
	9　施工数量調査［1．5．2］	調査範囲及び調査方法　※ 図示 調査報告書　提出２部
	10　技能士	・とび作業（　※一級　・二級　）
	11　完成時の提出図書	完成図（作図範囲　配置図）（CADデータの提出　※要　・不要） 保全に関する資料　不要
② 仮設工事	① 騒音・粉塵等の対策［2．2．1］	騒音・粉塵等の対策　・　防音パネル　・　防音シート　⊙　養生シート 設置範囲及び高さ　※　図示
	② 足場その他［2．2．2］	足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成２１年４月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場　・設置する（※脚立、足場板等　・　　）・設置しない 外部足場　・設置する　・設置しない
	3　監督職員事務所［2．3．1］	※ 設けない ・ 既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・ 構内に新設する 　備品等は監督職員の指示を受けて設置するものとする。
	④ 工事用水	構内既存の施設　※ 利用できない　⊙ 利用できる（※ 有償　・ 無償）
	⑤ 工事用電力	※ 構内既存の施設を　※利用できない　⊙ 利用できる（※ 有償　・ 無償） ・ 別途引き込みとする
③ 解体施工	1　事前措置［3．2．1］	浄化槽等の汚水及び汚物の回収、洗浄、消毒　・行う　※行わない
	2　基礎等［3．9．1］	地階外壁、山留及び浄化槽等を必要構造物として残置する場合は、構造、位置、寸法等を完成図に記入すること。
	3　杭の解体［3．9．2］	杭の解体　・行う　・行わない 杭の解体方法　・ 引抜き工法　・ 破砕による解体 引抜いた杭の処理方法　※図示　・ 現場説明の施工条件明示による 杭を必要構造物として残置する場合は、杭の種別、杭径、位置、杭頭部高さ等を完成図に記入すること。
	4　さく、照明設備等［3．10．1］	さく、照明設備等の撤去　※ 図示　・
	5　構内舗装、樹木等［3．11．1］	舗装の路盤の撤去　・ 行う　・ 行わない 樹木の伐採抜根及び移植　・ 行う　・ 行わない
	6　地下埋設物・埋設配管［3．12．1］	地下埋設物・埋設配管の撤去　・ 行う　・ 行わない
	7　整地・埋戻し及び盛土［3．13．1］	解体後の埋戻し及び盛土 ・ 行う 　整地高さ　・ 現状ＧＬ　・ 図示 　埋戻し及び盛土の材料 　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・建設汚泥から再生した処理土 　Ｄ種の場合は、環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、六価ｸﾛﾑ溶出試験を行うこと。 　雨水及び散水が敷地外へ流れ出ないように、必要に応じて素掘り溝等の措置を講ずること。
	8　建設発生土の処理 (3.2.5)	※構外指示の場所に処分　・構内指示の場所に敷き均し　・構内指示の場所に堆積 （地盤沈下による近隣家屋への影響に要注意）
	9　建築設備	水道、電気等の末端処理は、監督職員と協議の上行うこと。
4 建設廃棄物の処理	1　処理に注意を要する建設廃棄物［4．5．1］	・ＣＣＡ処理木材 　処理方法　※適切な燃焼、排ガス処理設備を有する中間処理施設 ・せっこうボードの処理 　・石綿含有せっこうボード　６章による 　・ひ素・カドミウム含有せっこうボード 　　・製造業者に回収委託 　　・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード 　・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場）
5 特別管理産業廃棄物等の処理等	1　分析調査［5．1．2］	現場にてサンプルを採取し、分析調査を行う。 分析調査対象材料 　・ 廃油　（採取場所　　） 　・ 廃酸、廃アルカリ　（採取場所　　） 　・ 微量ＰＣＢ　（採取場所　　） 　・ ダイオキシン類　（採取場所　　） 採取箇所数　部材が異なる毎に１箇所
	2　特別管理産業廃棄物［5．4．1］	特別管理産業廃棄物の種類、処分等　・
	3　ＰＣＢ含有機器類［5．4．1］	事前調査対象機器 　・　（試料数　個） 　・　（試料数　個） 微量ＰＣＢの分析調査　・
	4　ＰＣＢ含有シーリング材［5．4．1］	ＰＣＢ含有シーリング材の分析調査及び撤去 ・第一次判定 　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する 　　採取箇所数　計　箇所 　　採取箇所　※図示 ・第二次判定 　専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う 　　分析個数　計　箇所 ・除去処理工事 　　除去範囲　※図示
	5　廃油［5．4．1］	タンク内部の清掃　※行う　・行わない 処理方法　・焼却処分　・再生処理（中間処理施設）
	6　廃酸・廃アルカリ［5．4．1］	・ 臭化リチウム（直炊吸収冷温水機）　処理方法　※処分又は再生処理 ・ 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液処理方法　※関係法令に従い回収し、中和処理施設で中和処理
	7　ダイオキシン類	サンプリング調査　・ 行う 解体方法（　　）　処分方法（　　）
5 石綿含有建材の除去等	1　適用範囲［6．1．1］	建築設備に使用されている石綿含有材の処理 ・
	2　調査	調査 　※石綿含有建材の事前調査 　　１章 ４ による ・分析による石綿含有建材の調査 　分析対象 　　アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、 　　クロシドライト、トレモライト 　分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

　材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
　サンプル数　１箇所あたり３サンプル
　採取箇所　・図示　・

	3　石綿粉じん濃度測定［6．1．3］	測定時期、場所及び測定点		

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各２点　・各３点
・	測定2		施工区画周辺又は敷地境界	・各２点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・各２点　・各３点
※	測定4		セキュリティゾーン入口	・各１点 ・各２点（施行区画周辺の場合）
※	測定5		集じん・排気装置の排出口	・各１点（処理作業室外の場合） ・各２点（施行区画周辺の場合）
※	測定6		施工区画周辺又は敷地境界	・４方向各１点
※	測定7	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・各２点　・各３点
・	測定8		施工区画周辺又は敷地境界	・４方向各１点
・	測定9	処理作業後	処理作業室内	・各２点　・各３点
・	測定10	（シート撤去後1週間以降）	施工区画周辺又は敷地境界	・４方向各１点

1）処理作業室の面積が50㎡以下の場合は2点、300㎡までは3点とする。
　300㎡を超えるような場合は監督職員と協議する。
2）測定４では、処理作業中、空気の流れ(処理作業室内に空気が流れている)を確認する。
3）測定５では、処理作業中、集じん・排気装置の性能を確認する。
4）測定６・８（・１０）の測定点は同一箇所とし、うち２点は測定２と同一箇所とする。
5）測定４・５・７（・９）は、原則隔離がある場合を対象とする。

測定方法
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定4　・測定5 ・測定（　）	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定 測定名称	・測定4 ・測定5 ・測定（　）	・測定（　）	・測定（　）	・測定（　）
メンブレンフィルタ直径（mm）	25	47	47	
試料の吸引流量（ｌ/ｍｉｎ）	5	10	10	
試料の吸引時間（ｍｉｎ）	30	120	240	

4　石綿含有吹付け材の除去［6．3．2］	除去範囲　※ 図示　・ 除去工法 ※ 解体共通仕様書6.3.2(1)による 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設）
5　石綿含有保温材等の除去［6．4．3］	除去範囲　※ 図示　・ 除去工法　※原形のまま手ばらし　・ 破砕して除去 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
6　石綿含有成形板の除去［6．5．3］	・石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外)の除去 除去範囲　※ 図示　・ 除去工法　※切断・破砕等以外(ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外す等) 除去した石綿含有成形板の処分 ・石綿含有せっこうボード 　※埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 　・埋立処分(管理型最終処分場)　・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) ・石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第1種)の除去 除去範囲　※ 図示　・ 除去工法　※手作業で取外し　・切断・破砕等 　切断・破砕等する場合は、作業場所を隔離し、湿潤な状態を保ちながら作業する。（作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない。） 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第1種の処分 　・埋立処分(管理型最終処分場)　・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
7　石綿含有仕上塗材の除去［6．6．3］	除去工法　※解体共通仕様書6.6.3による 除去対象範囲　※図示 作業場所の隔離　※行わない　・行う 試験施工　※行わない　・行う 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・埋立処分（安定型最終処分場）　・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 ※解体共通仕様書6.5.3による 確認及び後片付け　※解体共通仕様書6.5.4による
8　石綿含有成形板(下地調整材)の除去	下記以外は、解体共通仕様書1.4.1、6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による 除去工法　※解体共通仕様書6.6.3による 除去対象範囲　※図示 作業場所の隔離　※行わない　・行う 試験施工　※行わない　・行う 除去した石綿含有成形板の処分 ・埋立処分（安定型最終処分場）　・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 除去した石綿含有成形板材の保管、運搬及び処分 ※解体共通仕様書6.5.3による 確認及び後片付け　※解体共通仕様書6.5.4による
6 特殊な建設副産物の処理	1　フロン［7．3．1］	フロン類を使用している設備機器 ・パッケージ形空気調和機の冷媒 ・ルームエアコンディショナーの冷媒 ・冷凍機の冷媒 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象になっているものは、同法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い、監督職員に次の書類を提出する。 ・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
	2　特定化学物質等［7．3．1］	回収及び処分方法　・
7 その他	1　砂利地業 ＜4．6．2＞ ＜4．6．3＞	材　料 ・再生クラッシャラン(G)　・切込砂利及び切込砕石 砂利厚さ ・60mm　・ 適用箇所 ・図示による（　　）
	2　捨コンクリート地業 ＜4．6．4＞ ＜6．14．1＞	捨コンクリートの厚さ ・50mm　・ 適用箇所 ・基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による（　　） 設計基準強度 ・18N/mm2 スランプ ・15ｃｍ　・18ｃｍ
	3　路　床 ＜22．2．2＞ ＜22．2．3＞ ＜22．2．5＞	路床の材料　・遮断層　※川砂、海砂又は良質な山砂　厚さは図示による ・凍上抑制層　※再生クラッシャラン(G)・クラッシャラン ・切込み砂利・砂厚さは図示による ・フィルター層　※砂　厚さは図示による 路床安定処理　・行う ※添加材料による安定処理 種類・普通ポルトランドセメント・フライアッシュセメントＢ種(G) ・生石灰（・特号　・１号）　・消石灰（・特号　・１号） 添加量　ｋｇ/m2（目標ＣＢＲ　※５以上　・　） ・ジオテキスタイル 単位面積質量　60ｇ/m2 以上 厚さ（mm）　0.5～1.0 引張強さ　98N/5ｃｍ（10ｋｇｆ/5ｃｍ）以上 透水係数　1.5×10^{-1}ｃｍ/ｓｅｃ 以上 盛土に用いる材料 ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・建設汚泥から再生した処理土 試験　路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　※行う　・行わない 路床の締固め度の試験　※行う　・行わない 現場ＣＢＲ試験　※行う　・行わない
	4　路　盤 ＜22．3．2～3＞ ＜22．3．5＞	

舗装の種類	路盤の厚さ（mm） 車道部	歩道部	路盤材料
・アスファルト舗装	※図示	※図示	
・カラー舗装	※図示	※図示	※再生材のクラッシャラン
・コンクリート舗装	※図示	※図示	・クラッシャラン鉄鋼スラグ
・透水性アスファルト舗装	※図示	※図示	
・透水性コンクリート舗装(G)	－	※図示	
・インターロッキングブロック舗装	※図示	※図示	
・転圧コンクリート舗装	※図示	－	
・コンクリート平板舗装	－	※図示	
・舗石舗装	－	※図示	

試験　路盤の締固め度試験　※行う　・行わない

舗装の種類	車道部の基層	備　　考
・アスファルト舗装	・無し　・有り	

アスファルト　・再生アスファルト(G)・ストレートアスファルト
骨　材　※砕石
　・再生材(G)　・

加熱アスファルト混合物等の種類

区分	※一般地域	・寒冷地域
表層	※密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13)	※密粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)
基層	・粗粒度アスファルト混合物(20)	

シールコートの施工　・行う
試験　アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事							Ｎｏ．	A-07
図面名	岡山市建築解体工事特記仕様書				縮尺	A1:N/S A3:N/S			
岡山市市場事業部						令和7年8月			
建築	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者			
設備	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者	承認	検図	製図

株式会社Ｕ．Ｄ．Ｄ設計
株式会社ユー・ディ・ディ設計
岡山市南区泉田一丁目３番１０号
tel 086-232-2268 FAX 086-232-2262
一級建築士事務登録　岡第１２１４７号
一級建築士　第３４８８８３号
海野　雅之

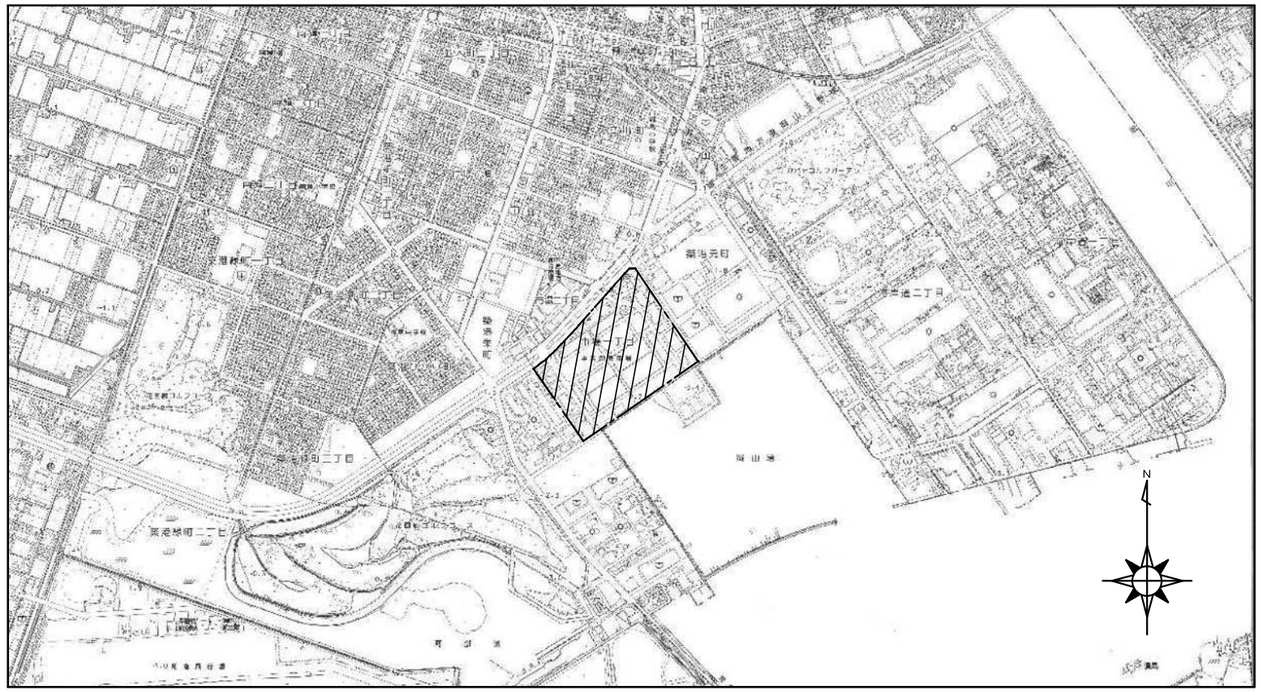

位置図(広域)　S=1/10,000

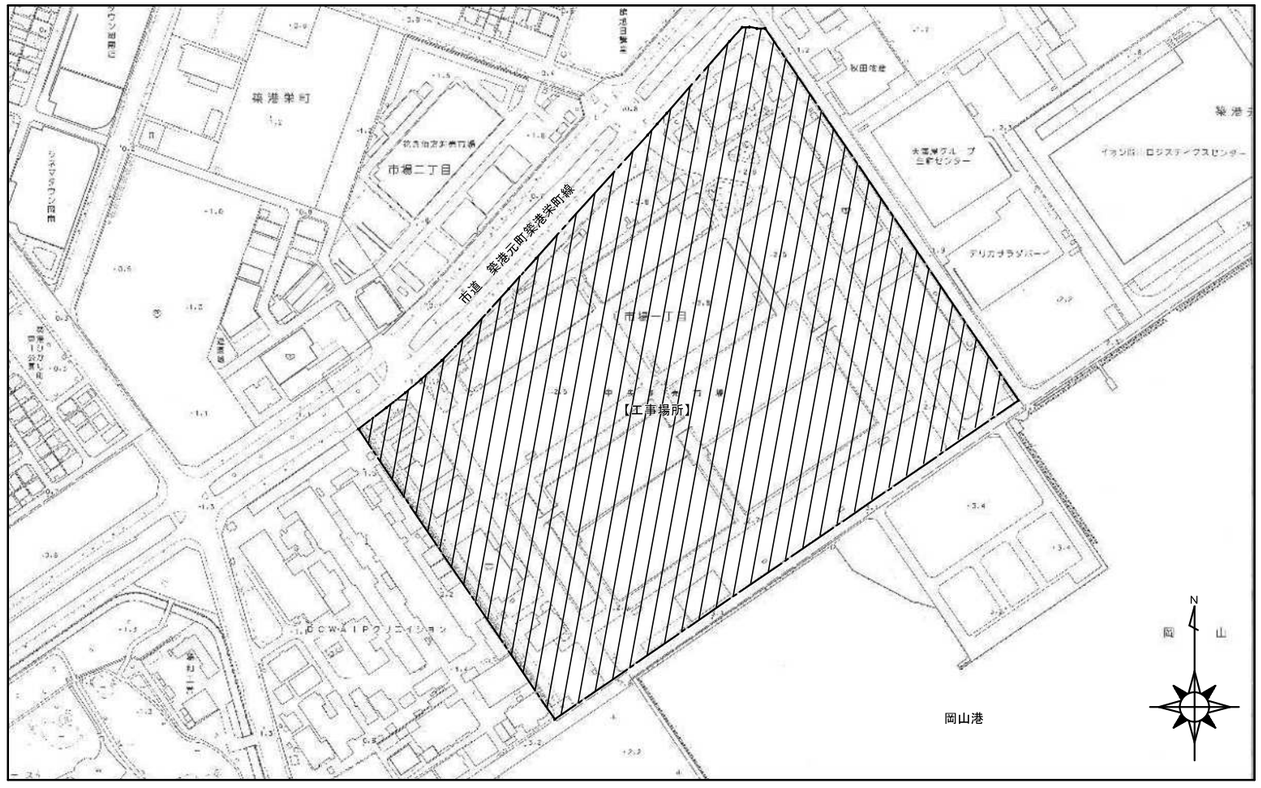

付近見取図　S=1/2,500

工　事　概　要

【工　事　場　所】　岡山県岡山市南区市場一丁目1番地

【工　事　種　別】　新築，増築，改築，移転，大規模の修繕，大規模の模様替，その他（改修）

【主　要　用　途】　（用途の区分　08610　）　卸売市場

（消防法令による防火対象物の用途区分）　別表第１５項

【都市計画区域】　内　：　［　市街化区域，市街化調整区域，指定なし　］

外

【用　途　地　域】　第　種低層住居専用地域，第　種中高層住居専用地域，第　種住居地域，準住居地域，

近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域，工業専用地域，指定なし

【防　火　指　定】　防火地域，準防火地域，法２２条地域，指定なし

【面　積　規　制】　法定許容建ペイ率　80%

指定建ペイ率　80%　法５３条３項の適用［　有（10%，20%）　，　無　］

法定許容容積率　400%

指定容積率　400%，特定道路からの距離　m，前面道路に対する乗数　6/10

【敷　地　面　積】　［敷　地　全　体］　159,004.00 ㎡（　48,098.71　坪）

【主　要　面　積】	［建築基準法上の面積］	（改修部分）	（既存建物部分）	（合計）	
	［建築面積］	㎡	59,567.63 ㎡	59,567.63 ㎡	（建ペイ率）　37.47%
	［延床面積］	㎡	72,784.75 ㎡	72,784.75 ㎡	（容積率）　42.81%
	［自動車車庫等の面積］	0.00 ㎡	4,725.00 ㎡	4,725.00 ㎡	容積率算定延床面積 68,059.75 ㎡

【建物番号】		卸売場②-1					（合計）
【建物名称】		水産卸売場					
【用途の区分記号】		（ 08610 ）					
【構造種別】		鉄骨造					
【最高の高さ】	（ ）は平均地盤面からの高さ	12.00 m (12.00m)					
【最高の軒の高さ】	（ ）は平均地盤面からの高さ	11.10 m (11.10m)					
【建築面積】		14,333.02 ㎡					
【床面積】							
	（　階）						
	（　階）						
	（3 階）	2,509.36 ㎡					
	（2 階）	1,598.36 ㎡					
	（1 階）	17,280.02 ㎡					
	（合計）	17,280.02 ㎡					

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事							No. A-08	
図面名	位置図・付近見取図・概要					縮尺	A1:1/10000,2500 A3:1/20000,5000		
	岡山市市場事業部						令和７年８月		
建築	課長	主幹	課長補佐	副主査	係員	担当者			
設備	課長	主幹	課長補佐	副主査	係員	担当者	承認	検図	製図

株式会社U．D．D設計
株式会社ユー・ディ・ディ設計
岡山市北区東島一丁目３番１０号
TEL 086-238-2211 FAX 086-234-2811
一級建築士事務登録　岡第１２１４７号
一級建築士　第３４８８８３号
海野　誠之

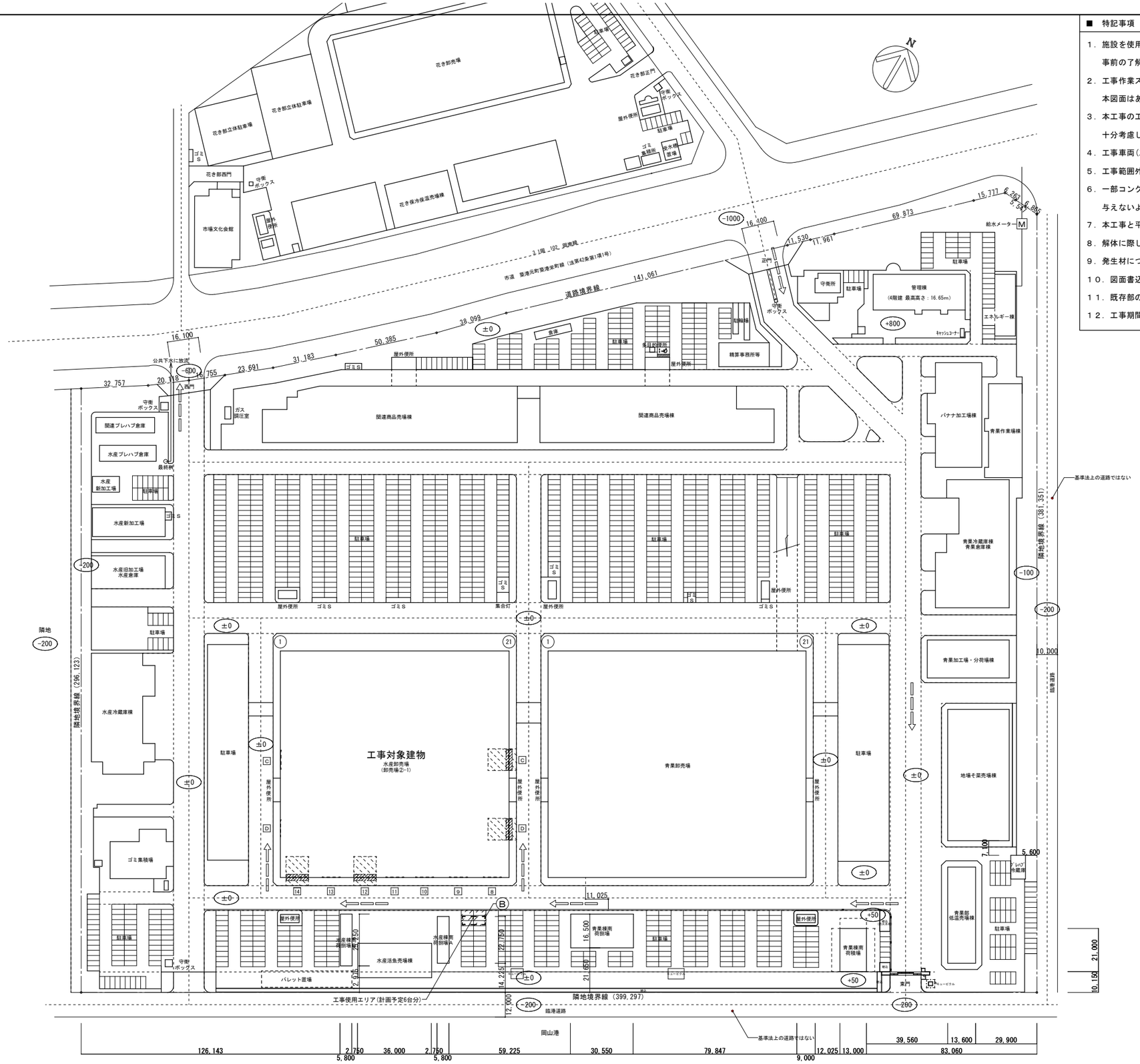

配置図　S=1/1,000

■　特記事項

1．施設を使用しながらの工事となりますので、工事工程（特に騒音・粉塵の発生する作業）は監督員と十分打合せを行い、事前の了解を得た後施工すること。利用者・職員の安全対策を図るため、工事着手前に安全施工計画書を提出すること。

2．工事作業スペース（資材置き場・工事車両駐車場）は、カラーコーン・仮囲い等を設け他の部分との区分を明確にすること。本図面はあくまで参考図とし、上記範囲については仮設計画書を作成し監督員の了解を得ること。

3．本工事の工事工程表作成については、工事着手前に施設関係者及び監督員と十分協議し、施設側の関係行事等の主催を十分考慮した工程表を作成・承諾の上で施工を行うこと。

4．工事車両(工事関係者)と施設関係者及び利用者等の動線との交差部は、適宜交通整理員を配置する等安全対策を講じること。

5．工事範囲外に損傷を与えた場合は、監督員に報告するとともに、受注者の責任において現状復旧をすること。

6．一部コンクリートの解体に際しては、ハンドブレーカー・手はつりを併用して行うが、解体部以外の躯体に損傷を与えないように十分注意して施工すること。また、騒音の大きい作業等については、施設行事等との調整を行うこと。

7．本工事と平行して行われる他の工事との調整は監督員の指示による。

8．解体に際しては、事前に現地調査を行い、電気配線、給排水配管、ガス配管等の端末処理を行い、安全確認後後施工すること。

9．発生材については、廃棄物処理法に基づき全て場外処分とする。また、産業廃棄物マニュフェストを提出すること。

10．図面書込寸法については、参考寸法であり施工に当たっては、現場寸法を実測調査すること。

11．既存部の改修に当たり、図面と異なる状況が確認された場合は、監督員に報告しその指示に従うこと。

12．工事期間中に工事使用エリア内に駐車出来ない工事関係者の車輌は、受注者の責任に於いて確保することとする。

◆凡　例

- 符号　オーバースライダーの番号を示す
- 改修部分を示す
- 工事範囲を示す
- 工事使用エリア（工事車両・資材置場）
- 工事車両動線
- Ⓑ - - - -　仮囲い：コーンバリケード（資材置場用）

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事							Ｎｏ．	A-09
図面名	配置図					縮尺	A1:1/1,000 A3:1/2,000		
岡山市市場事業部						令和７年８月			
建築	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者	株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山市南区浜田一丁目３番１０号 Tel 086-232-2255 FAX 086-232-2250 一級建築士事務登録　岡第１２１４７号 一級建築士　第３４８８８３号 海野　雅之		
設備	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者	承認	検図	製図

外部・内部仕上表

部位			既存仕上	撤去処分	改修仕上	備考
水産卸売場	東面	外装	カラー被覆鋼板　t-0.8，下地補強材：FB-6×50 @≒333	現状のまま(改修対象外)	現状のまま	
			鉄骨間柱：オーバースライダーレール取付用鉄骨下地，マグサ　ＧＰ塗装	既存鉄部：下地調整(ＲＢ種)	鉄部：ＤＰ塗り	既存鉄部：下地調整の上、サビ止め塗り（Ｅ種）(JASS 18 M-109)
		シャッター	アルミ製オーバースライダー（W9,000×H5,000）	オーバースライダー撤去・処分（レール・金物類共）	アルミ製オーバースライダー（W9,000×H5,000），レール・金物共新設	
	C	床面	土間コンクリート T=150，配筋：D10 @250(シングルクロス)	現状のまま(改修対象外)	現状のまま，既存外部巾木：樹脂モルタル左官補修（両側L500程度）	
	D	天井面	ALC板素地現し,鉄骨梁（耐火被覆）現し	現状のまま(改修対象外)，オーバースライダー金物類(既存利用)	現状のまま，オーバースライダー金物類現状のまま	
		ガードポスト	鋼管φ216×H1,000　SOP塗装，コンクリート充填，配筋：主筋8-D13　フープD10@150	既存部分：下地調整(ＲＢ種)	鉄部：ＤＰ塗り，天端（コンクリート部）：ＥＰ－Ｇ塗り	既存鉄部：下地調整の上、サビ止め塗り（Ｅ種）(JASS 18 M-109)
	南面	外装	カラー被覆鋼板　t-0.8，下地補強材：FB-6×50 @≒333	現状のまま(改修対象外)	現状のまま	
			鉄骨間柱：オーバースライダーレール取付用鉄骨下地，マグサ　ＧＰ塗装	既存鉄部：下地調整(ＲＢ種)，サビ腐食部分除去（サンダー掛け，FL+1,000程度）	既存鉄骨間柱：既存ＤＰ塗り，柱脚部根巻：コンクリート化粧型枠打放し補修(Ｂ種) H300 オーバースライダー取付用鉄骨間柱新設 ＤＰ塗り，外装：着色ガルバ鋼板 t=0.8曲げ加工張り	既存鉄部：下地調整の上、サビ止め塗り（Ｅ種）(JASS 18 M-109)
		シャッター	アルミ製オーバースライダー（W8,500×H5,000）	オーバースライダー撤去・処分（レール・金物類共）	アルミ製オーバースライダー（W8,000×H5,000），レール・金物共新設	
	12	床面	土間コンクリート T=150，配筋：D10 @250(シングルクロス)	オーバースライダー取付用間柱建込み部分土間撤去・処分	土間復旧：コンクリート金コテ押え，既存外部巾木：樹脂モルタル左官補修（両側L500程度）	新設鉄骨間柱基礎増し打ち：D13@150カゴ配筋，樹脂系あと施工アンカーD13@150打ち
	14	天井面	ALC板素地現し,鉄骨梁（耐火被覆）現し	現状のまま(改修対象外)，オーバースライダー金物類撤去・処分	現状のまま，オーバースライダー金物類新設	
		ガードポスト	鋼管φ216×H1,000　SOP塗装，コンクリート充填，配筋：主筋8-D13　フープD10@150	土間床面から上部、撤去処分	鋼管(STK400)φ216.3×H850，ベースプレート，あと施工アンカー固定，焼付塗装(黄・黒)	既製品国内メーカー同等品，ガードポスト床面取合い左官補修

特記

使用材料は特記なき限り全てＦ☆☆☆☆以上を使用すること。	法37条に適合する建築材料を使用すること。
既存躯体から設備図に特記の無い設備配線・配管等が出てきた場合は監理者と協議の上	
適切に処置すること。	
撤去時において欠損、ひび割れが生じた場合は補修を行うこと。	
改修に伴う新設躯体等の取り合いは、既設仕上材(ﾓﾙﾀﾙ,ﾌﾟﾗｽﾀｰ等)撤去の上、目荒しを行う。	
改修に伴う、新設コンクリート表面の仕上がりはＢ種とする。	
法28条の2 二号：石綿等をあらかじめ添加した建築材料を使用しないこと。	
躯体撤去部分はカッター入れのこと。	

凡例

SOP：合成樹脂調合ペイント塗り
FE：フタル酸樹脂エナメル塗り
DP：耐候性塗料塗り
EP-G：つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り
EP：合成樹脂エマルジョンペイント塗り
UC：ウレタン樹脂ワニス塗り
吹付けタイル：複層塗材ＲＥ
PB：石こうボード
シート防水：合成高分子ルーフィング防水

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事							Ｎｏ. A-10		
図面名	内部・外部仕上表（撤去・改修）					縮尺	A1:N/S A3:N/S			
岡山市市場事業部						令和７年８月		株式会社Ｕ．Ｄ設計 株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山市南区泉田一丁目３番１０号 TEL:086-225-2266 FAX:086-225-2267 一級建築士事務登録　岡第１２１４７号 一級建築士　第３４８８８３号 海野　雅之		
建築	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者				
設備	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者	承認	検図	製図	

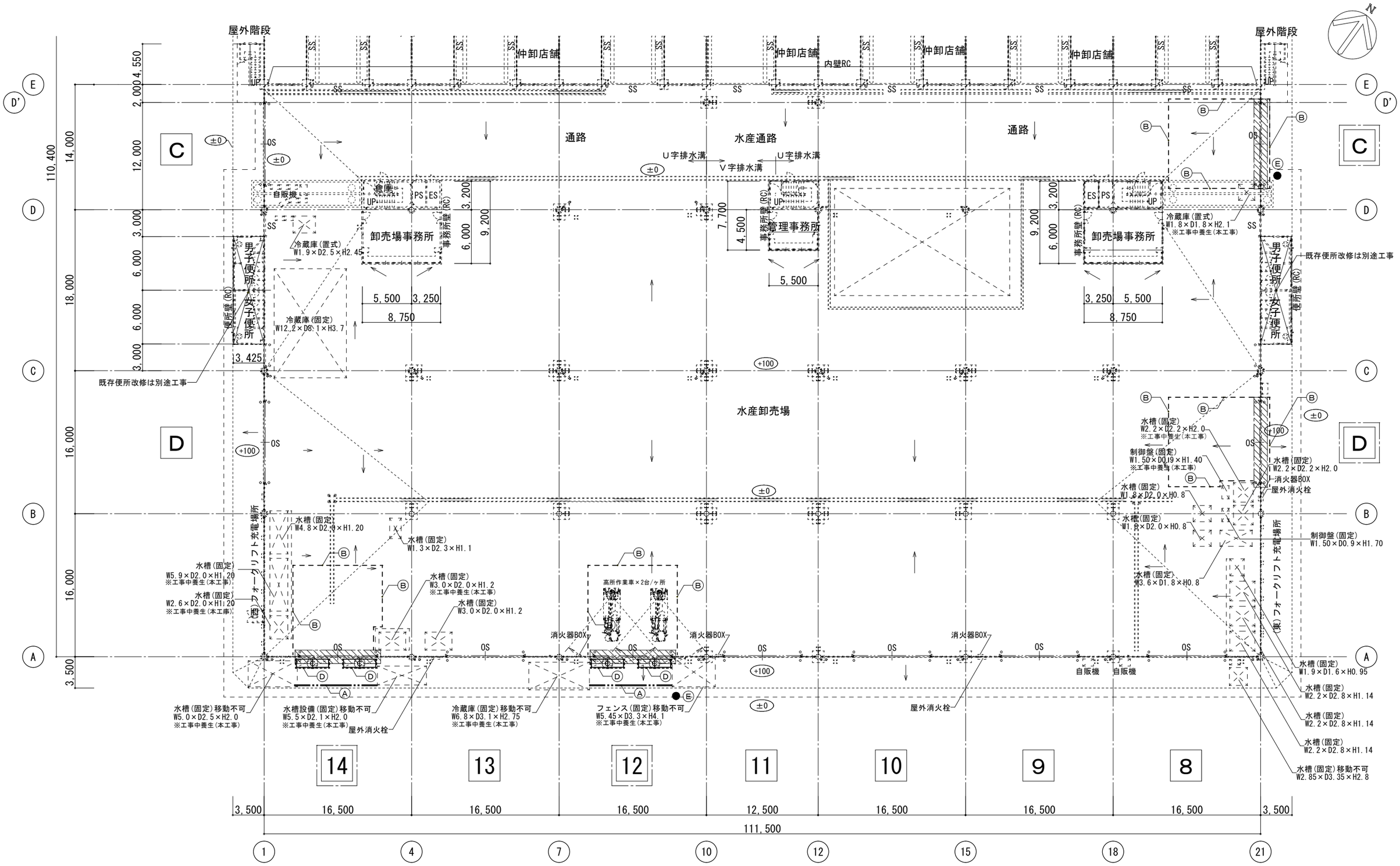

1階　平面図　S=1/200

＊ 仮設仕様リスト

番号	図中表現	項目	仕様
Ⓐ	━━:━━	仮囲い	ガードフェンス　H=1.8m(扉付き)
Ⓑ	- - - -	仮囲い	コーンバリケード（室内側作業範囲10m×10m）
Ⓒ	▭	足場	くさび緊結式足場(手すり先行方式)W900・H10m未満
Ⓓ	--------	養生シート	養生シート張り
Ⓔ	●	ガードマン	交通誘導員Ｂ（スポット・3人/ヶ所）

共通事項

▨ 改修部分を示す

C 8 ：既存出入口サインを示す

※工事中養生(本工事)
ビニールテープ，専用シート及びベニア等による養生

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事							Ｎｏ．	A-11
図面名	仮設計画平面図（参考図）				縮尺	A1:1/200 A3:1/400			
	岡山市市場事業部					令和７年８月			
建築	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者	株式会社U．D．D設計 株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山市南区泉田一丁目３番１０号 TEL 086-232-2286 FAX 086-273-2922 一級建築士事務登録 岡第１２１４７号 一級建築士 第３４８８８３号 海野 雅之		
設備	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者	承認	検図	製図

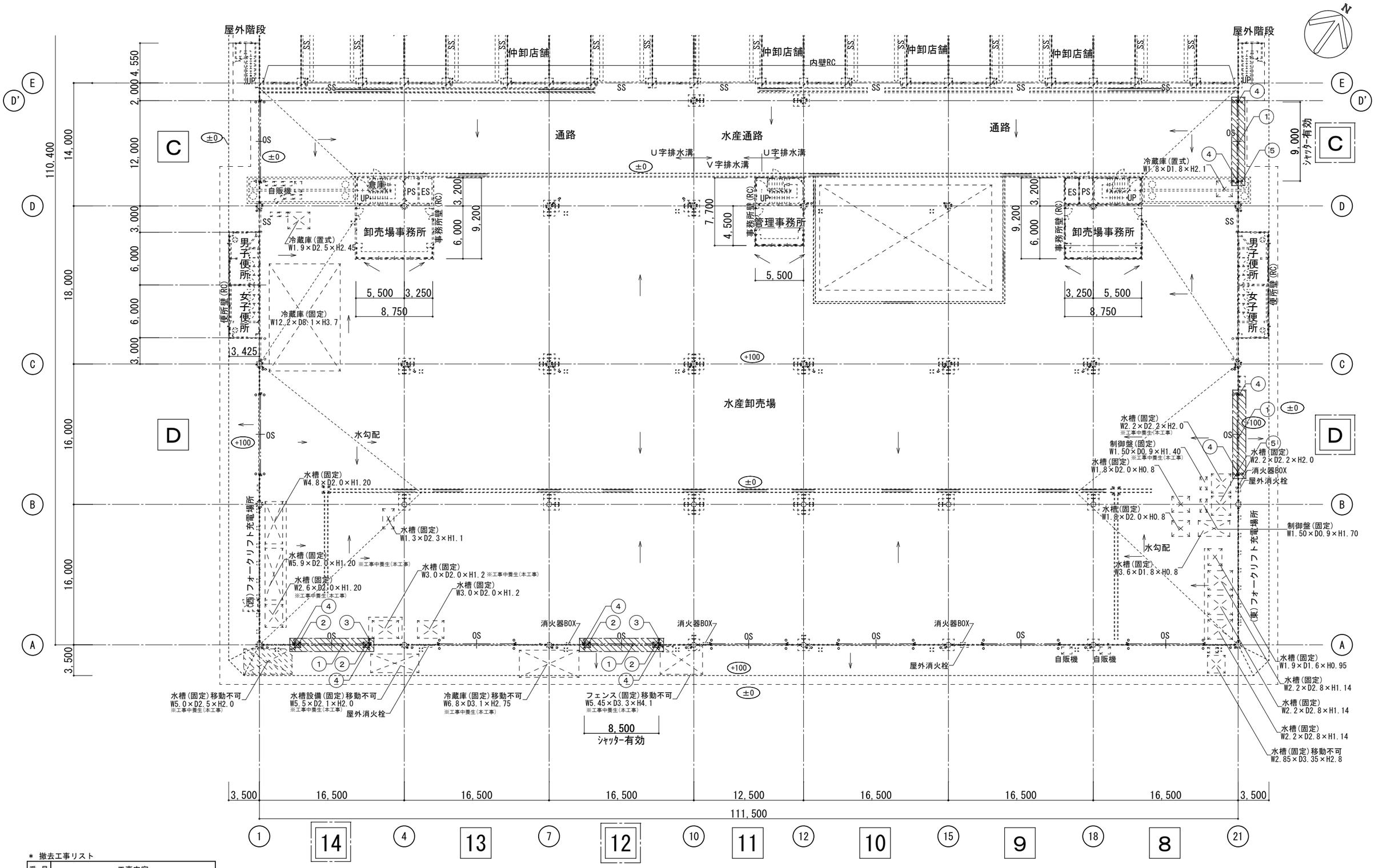

1階　平面図　S=1/200

＊ 撤去工事リスト

番 号	工事内容
①	オーバースライダー撤去
②	土間撤去
③	ガードパイプ撤去×4ヶ所
④	鉄骨間柱 下地調整(ＲＢ種)
⑤	ガードパイプ　下地調整(ＲＢ種)×4ヶ所

共通事項

撤去を示す

工事部分を示す

C 8 ：既存出入口サインを示す

| 工事名 | 水産棟オーバースライダー改修工事 | | |

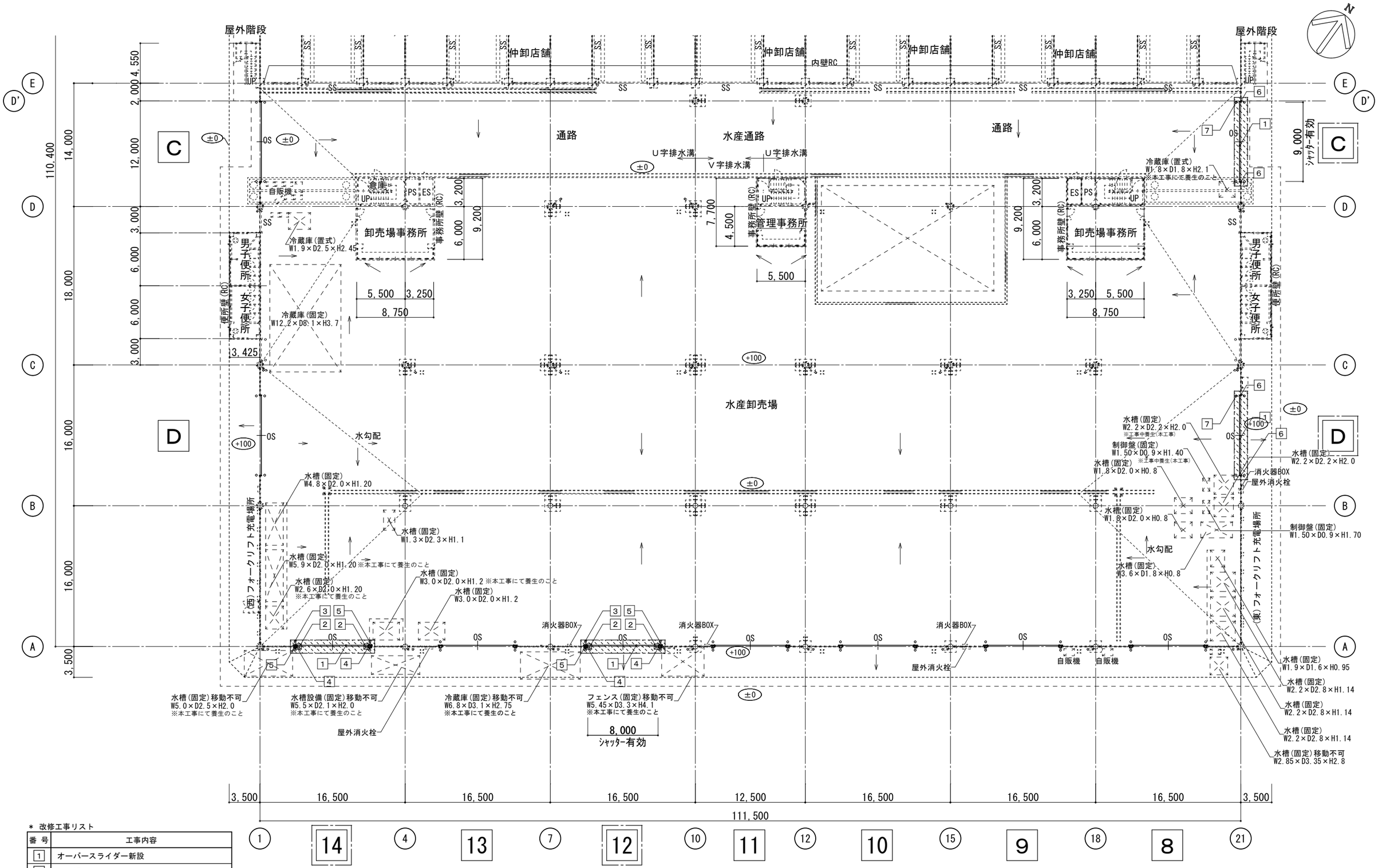

1階　平面図　S=1/200

＊ 改修工事リスト

番 号	工事内容
1	オーバースライダー新設
2	土間復旧
3	ガードパイプ新設×4ヶ所
4	鉄骨間柱新設 ＤＰ塗り，外装パネル新設
5	既存鉄骨間柱 ＤＰ塗り，柱脚部根巻新設 H300
6	既存鉄骨間柱 ＤＰ塗り
7	ガードパイプ ＤＰ塗り×4ヶ所

共通事項

- 改修を示す
- No 工事部分を示す
- C 8 ：既存出入口サインを示す

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事		Ｎｏ． A-13
図面名	１階　平面図（改修図）	縮尺 A1:1/200 A3:1/400	
	岡山市市場事業部	令和６年１２月	

	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者
建築						
設備						

株式会社U．D．D設計
株式会社ユー・ディ・ディ設計
岡山市南区泉田一丁目３番１０号
TEL 086 232 0286 FAX 086 223 0302
一級建築士事務登録 岡第１２１４７号
一級建築士 第３４８８８３号
海野 雅之

承認	検図	製図

共通事項

撤去を示す

工事項目を表す

C 8 ：既存出入口サインを示す

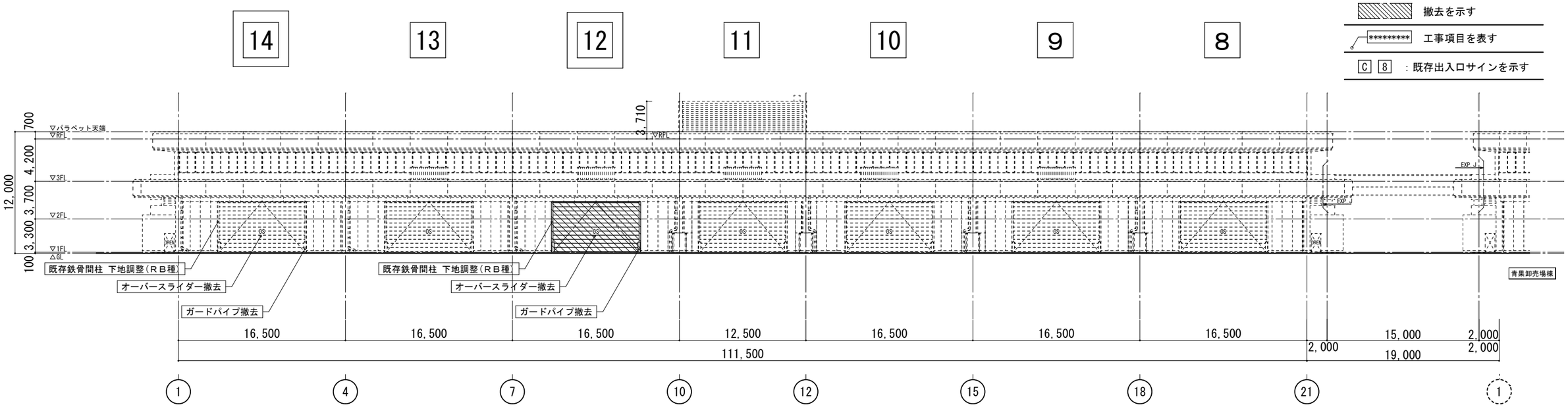

南側立面図（撤去図） S=1/200

共通事項

改修を示す

工事項目を表す

C 8 ：既存出入口サインを示す

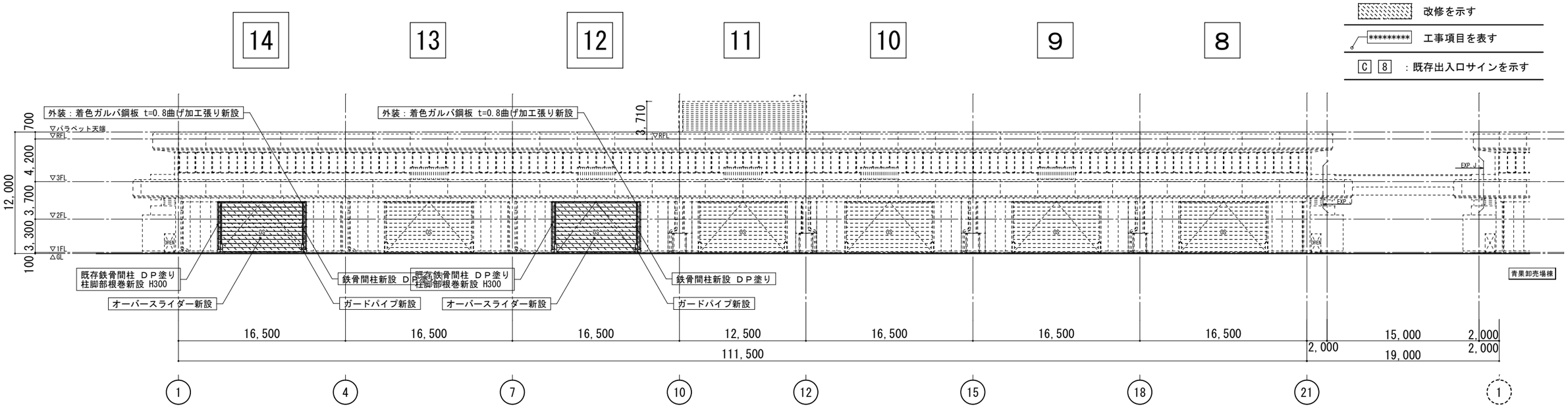

南側立面図（改修図） S=1/200

| 工事名 | 水産棟オーバースライダー改修工事 | | |

【撤去図】

共通事項【 12 14 の撤去】

撤去を示す

********** 工事項目を表す

：カッター切りを示す

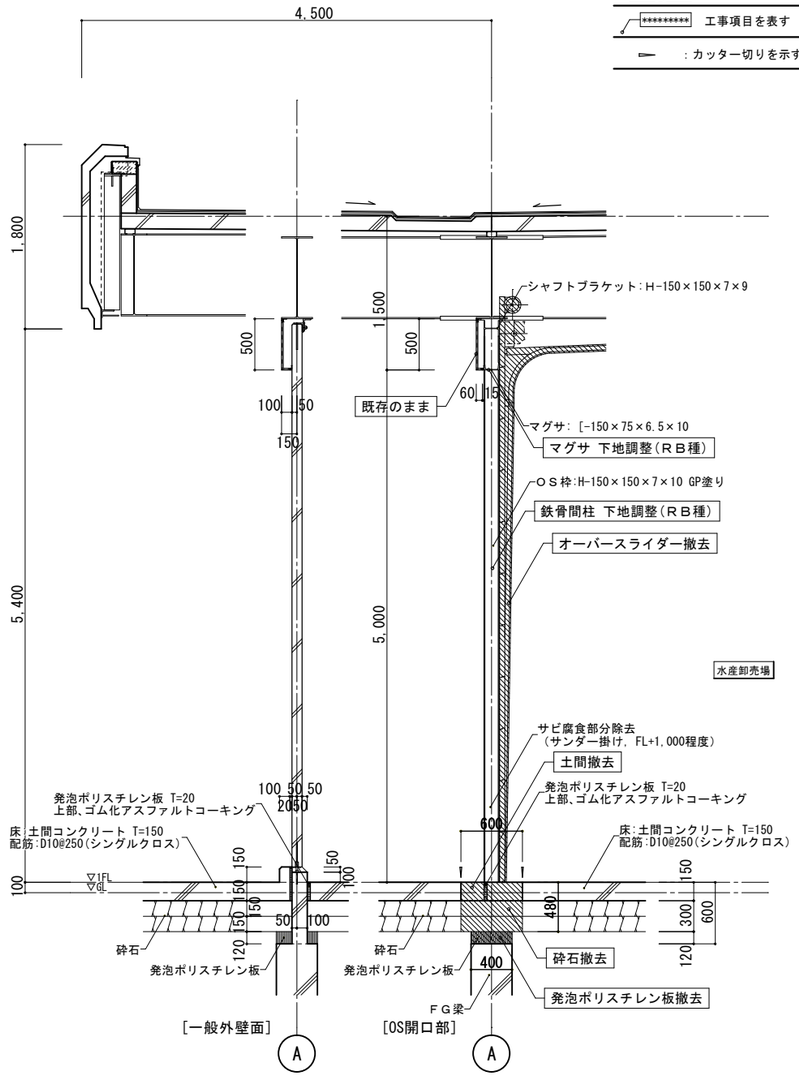

断面詳細図（撤去図） S=1/30

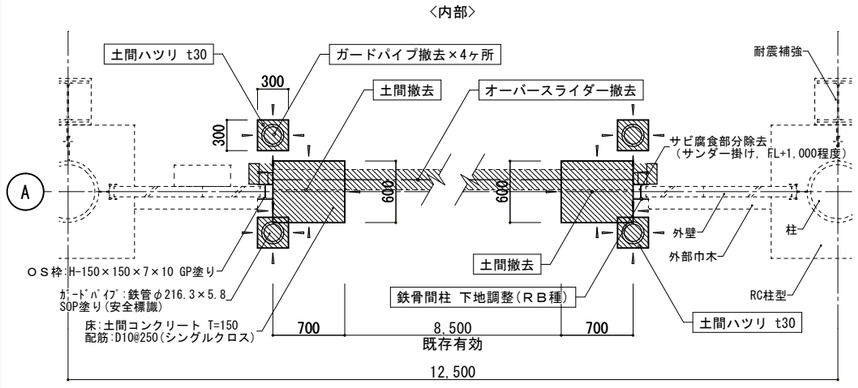

部分平面詳細図（撤去図） S=1/30

【改修図】

共通事項【 12 14 の改修】

改修を示す

********** 工事項目を表す

：目地シーリングを示す
（MS-2 15×10）

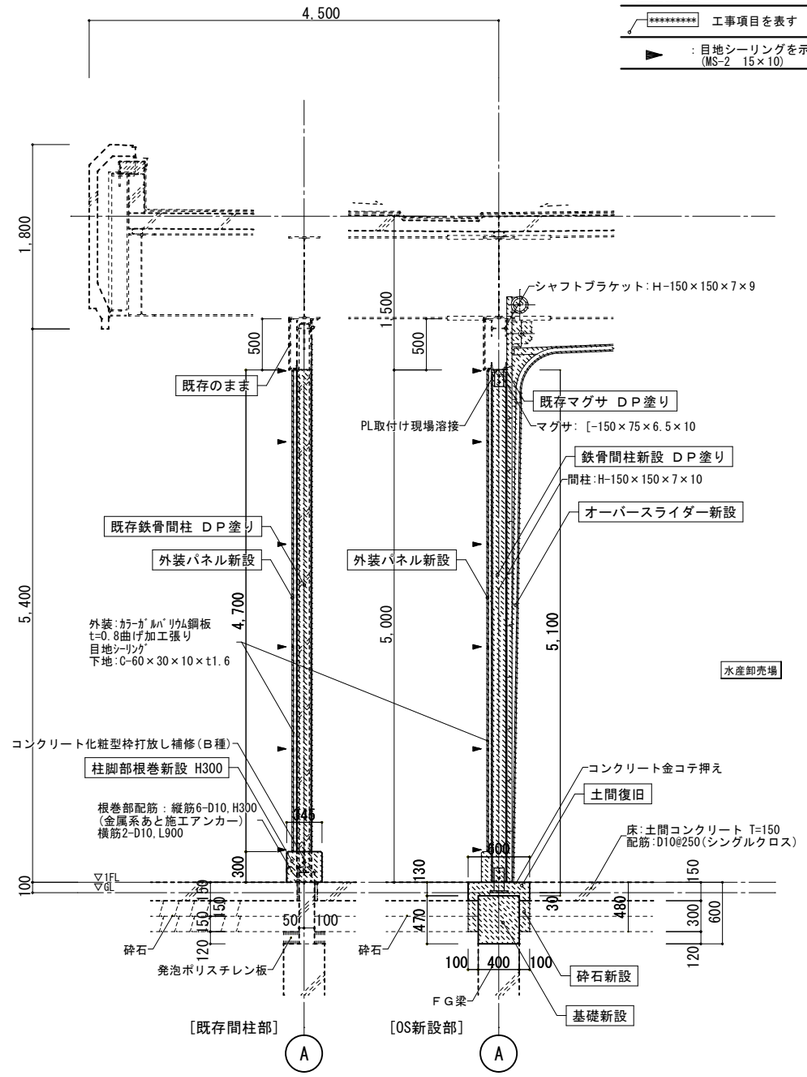

断面詳細図（改修図） S=1/30

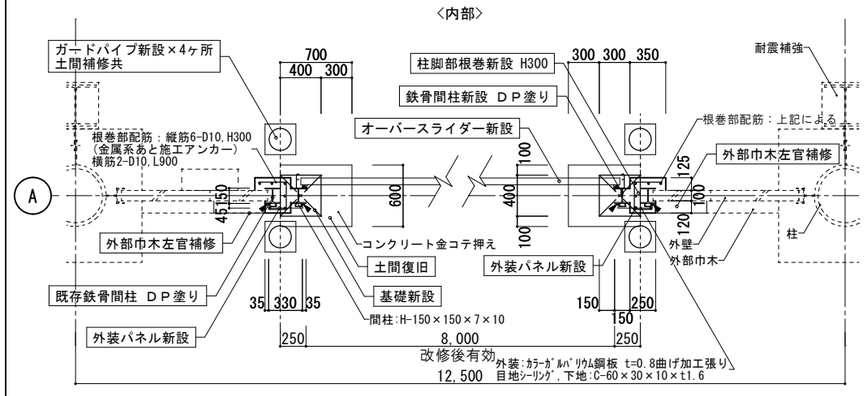

部分平面詳細図（改修図） S=1/30

基礎詳細図（改修） S=1/10

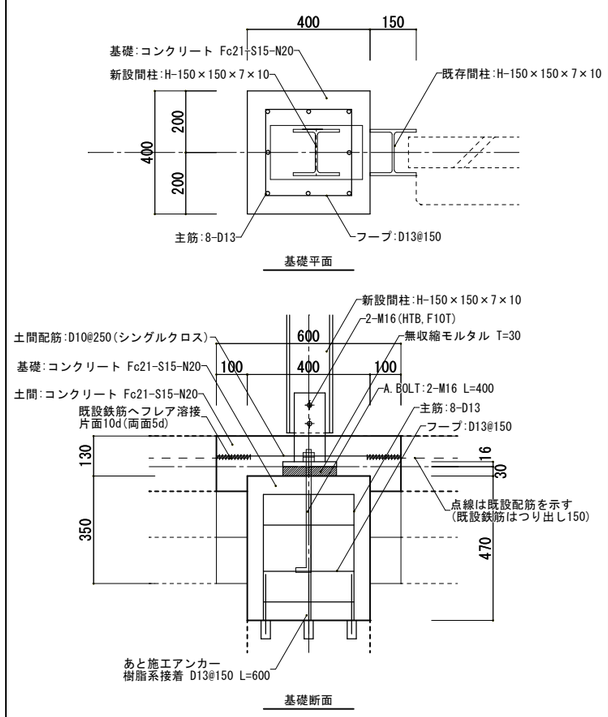

オーバースライダー取付用新設鉄骨間柱 S=1/20

H-150×150×7×10

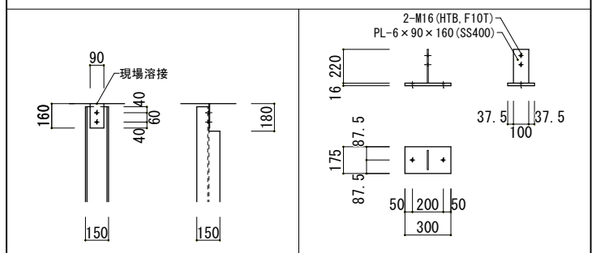

PL-6×90×160(SS400)	B.PL-16×300×175(SS400)
2-M16(HTB,F10T)	A.BOLT：2-M16 L=400

ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ詳細図 S=1/30

※東 C 塗装改修　※南 12 新設
※南 12 撤去

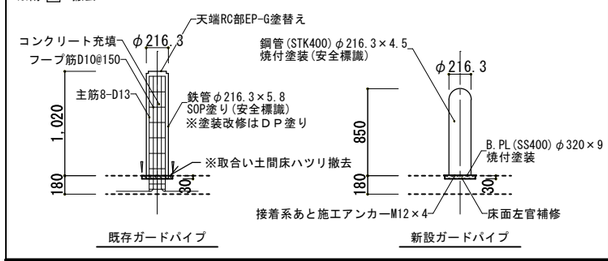

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事				Ｎｏ．A-15
図面名	詳細図（撤去・改修）		縮尺	A1:1/30 A3:1/60	
岡山市市場事業部				令和６年１２月	

	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者
建築						
設備						

承認	検図	製図

株式会社U．D．D設計
株式会社ユー・ディ・ディ設計
岡山市南区泉田一丁目３番１０号
Tel 086-231-2246 FAX 086-231-2262
一級建築士事務登録 岡第１２１４７号
一級建築士 第３４８８８３号
海野 雅之

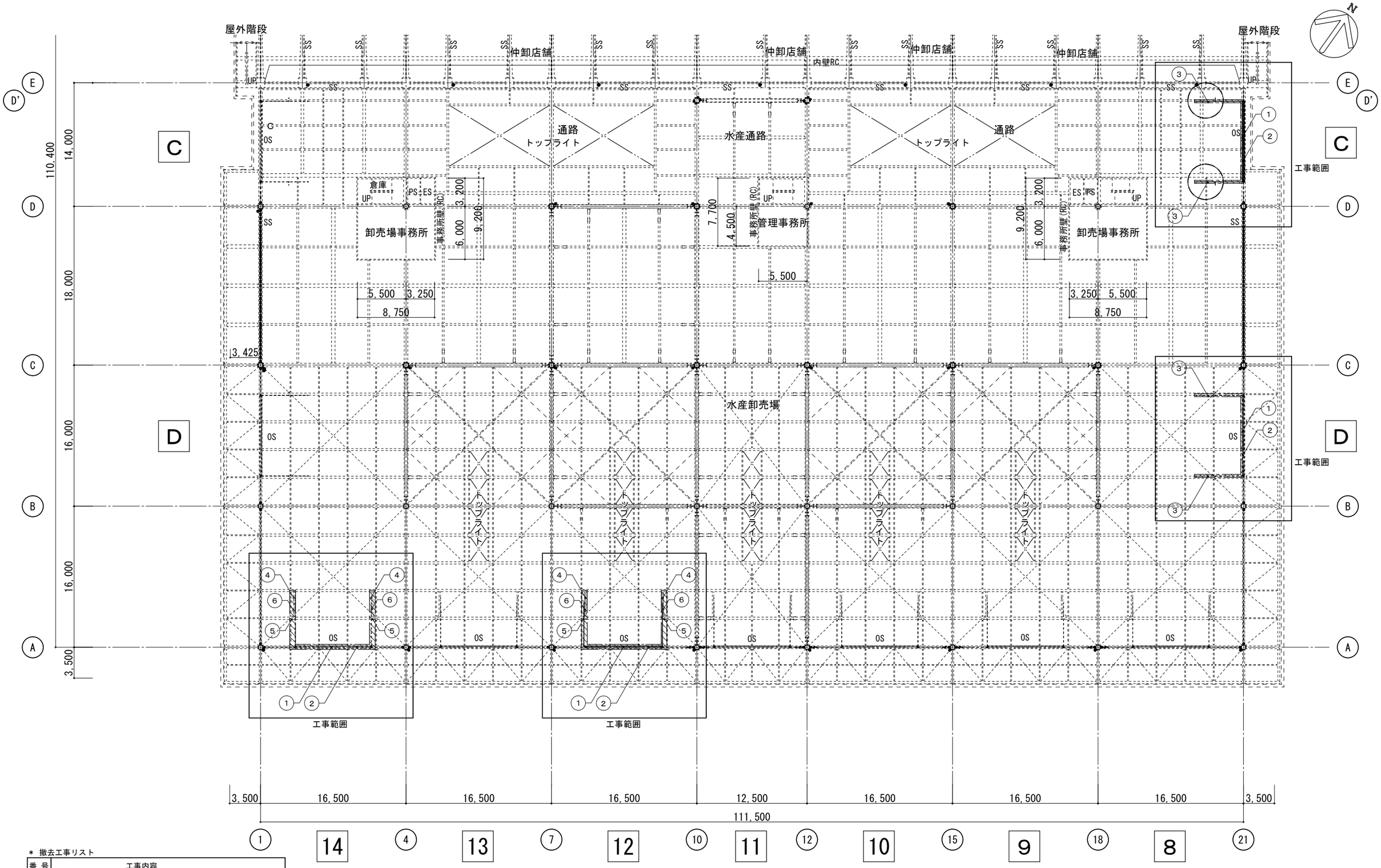

＊ 撤去工事リスト

番 号	工事内容
①	オーバースライダー撤去
②	既存鉄骨マグサ 既存塗膜除去(ＲＢ種)
③	レール吊下げ下地【既存利用】
④	吊下げ材(L-40×40×5 L=460)撤去 ※ｼｬｯﾀｰ工事
⑤	吊下げ材⊿組(L-40×40×5,500×500×600)撤去 ※ｼｬｯﾀｰ工事
⑥	水平ﾚｰﾙ受材([-150×75×6.5×10,L=3,600)撤去 ※ｼｬｯﾀｰ工事

1階 天井伏図 S=1/200

共通事項

撤去を示す

工事部分を示す

C 8 ：既存出入口サインを示す

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事							Ｎｏ．	A-16
図面名	１階 天井伏図（解体撤去図）					縮尺	A1:1/200 A3:1/400		
岡山市市場事業部							令和６年１２月	株式会社U．D．D設計 株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山市南区泉田一丁目３番１０号 TEL:086-222-2266 FAX:086-223-2262 一級建築士事務登録 岡第１２１４７号 一級建築士 第３４８８８３号 海野 雅之	
建築	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者			
設備	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者		承認	検図 / 製図

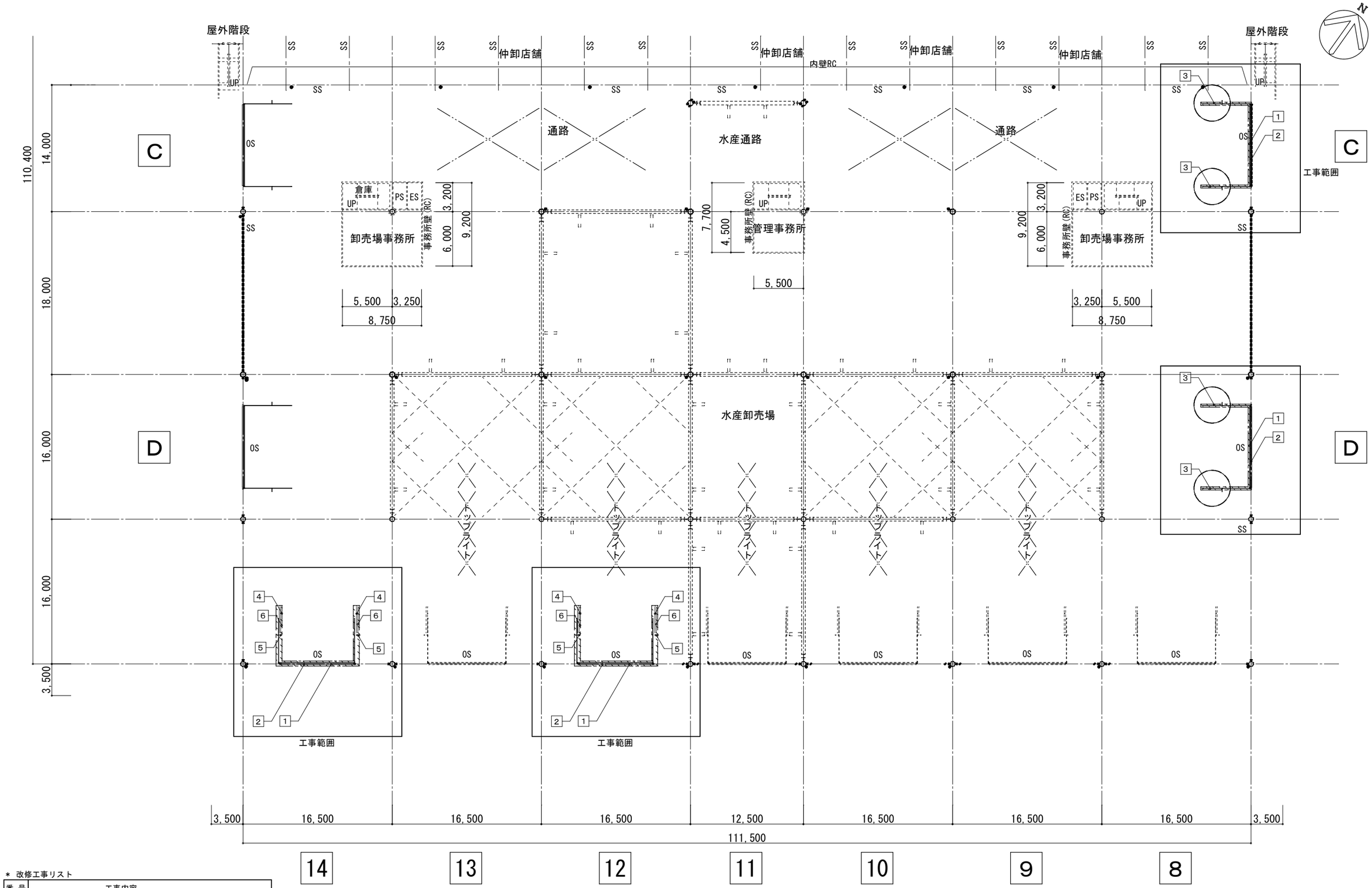

＊ 改修工事リスト

番 号	工事内容
	オーバースライダー新設
	既存鉄骨マグサ ＤＰ塗り
	レール吊下げ下地【既存利用】
	吊下げ材(L-40×40×5 L=460)新設 ※ｼｬｯﾀｰ工事
	吊下げ材⊿組(L-40×40×5,500×500×600)新設 ※ｼｬｯﾀｰ工事
	水平ﾚｰﾙ受材([-150×75×6.5×10,L=3,600)新設 ※ｼｬｯﾀｰ工事

1階 天井伏図 S=1/200

No

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事						Ｎｏ. A-17
図面名	１階 天井伏図（改修図）				縮尺	A1:1/200 A3:1/400	
岡山市市場事業部						令和６年１２月	株式会社 U.D.D設計 株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山市南区良田一丁目３番１０号 Tel.086-232-2255 FAX.086-232-2252 一級建築士事務登録 岡第１２１４７号 一級建築士 第３４８８８３号 海野 雅之
建築	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者	
設備	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者	承認 / 検図 / 製図

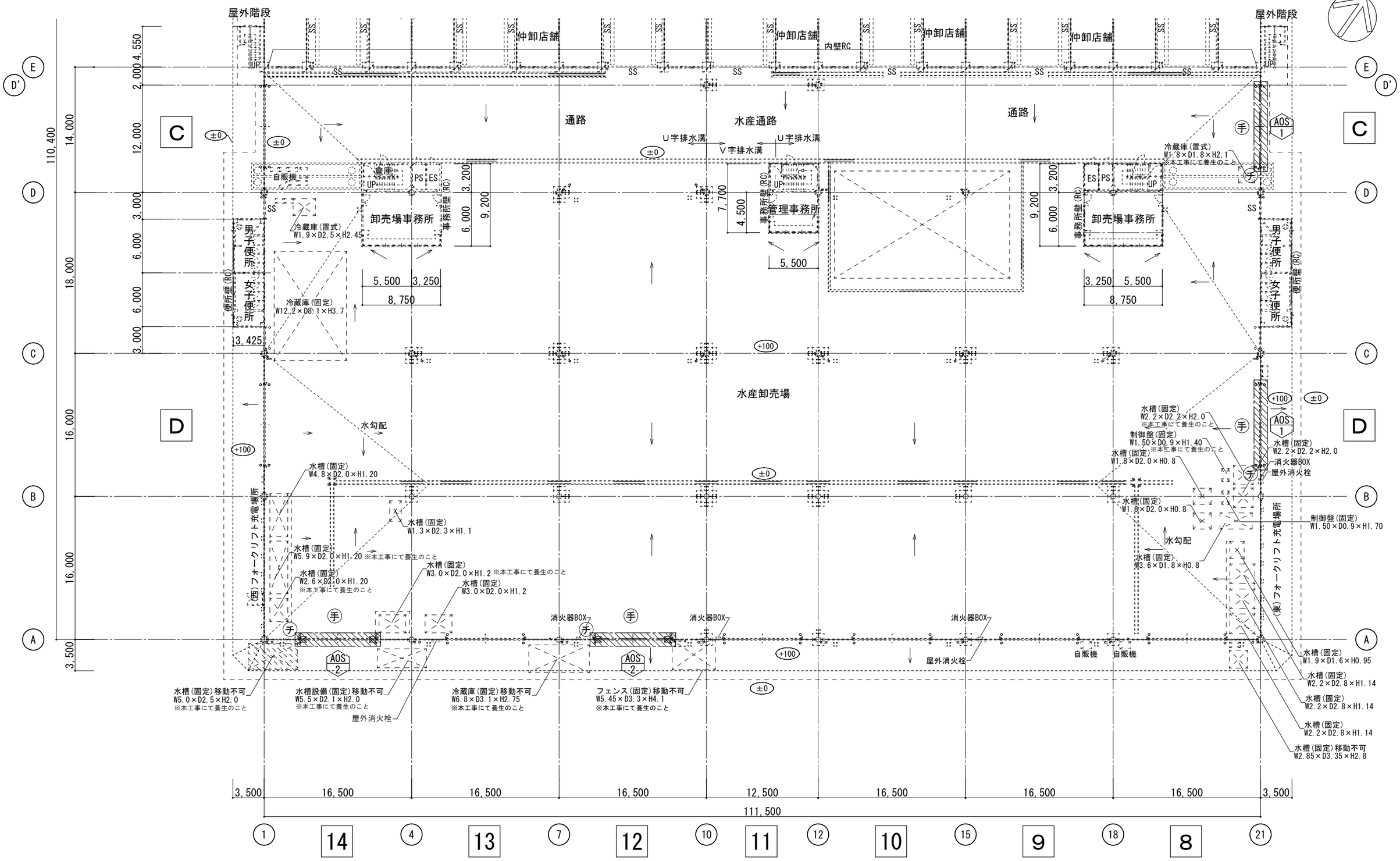

建具符号凡例

- ：既存建具（撤去・処分）
- 手 ：手動式
- チ ：チェーンホイスト（１／４減速）

1階　建具伏図　S=1/200

共通事項

- 撤去を示す
- C 8 ：既存出入口サインを示す

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事										Ｎｏ．A-18
図面名	１階　建具伏図（解体撤去図）						縮尺	A1:1/200 A3:1/400			
	岡山市市場事業部							令和６年１２月			
建築	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者					
設備	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者	承認	検図	製図		

株式会社U.D.D設計
株式会社ユー・ディ・ディ設計
岡山市南区泉田一丁目３番１０号
TEL 086-232-0286 FAX 086-223-0302
一級建築士事務登録 岡第１２１４７号
一級建築士 第３４８８８３号
海野 雅之

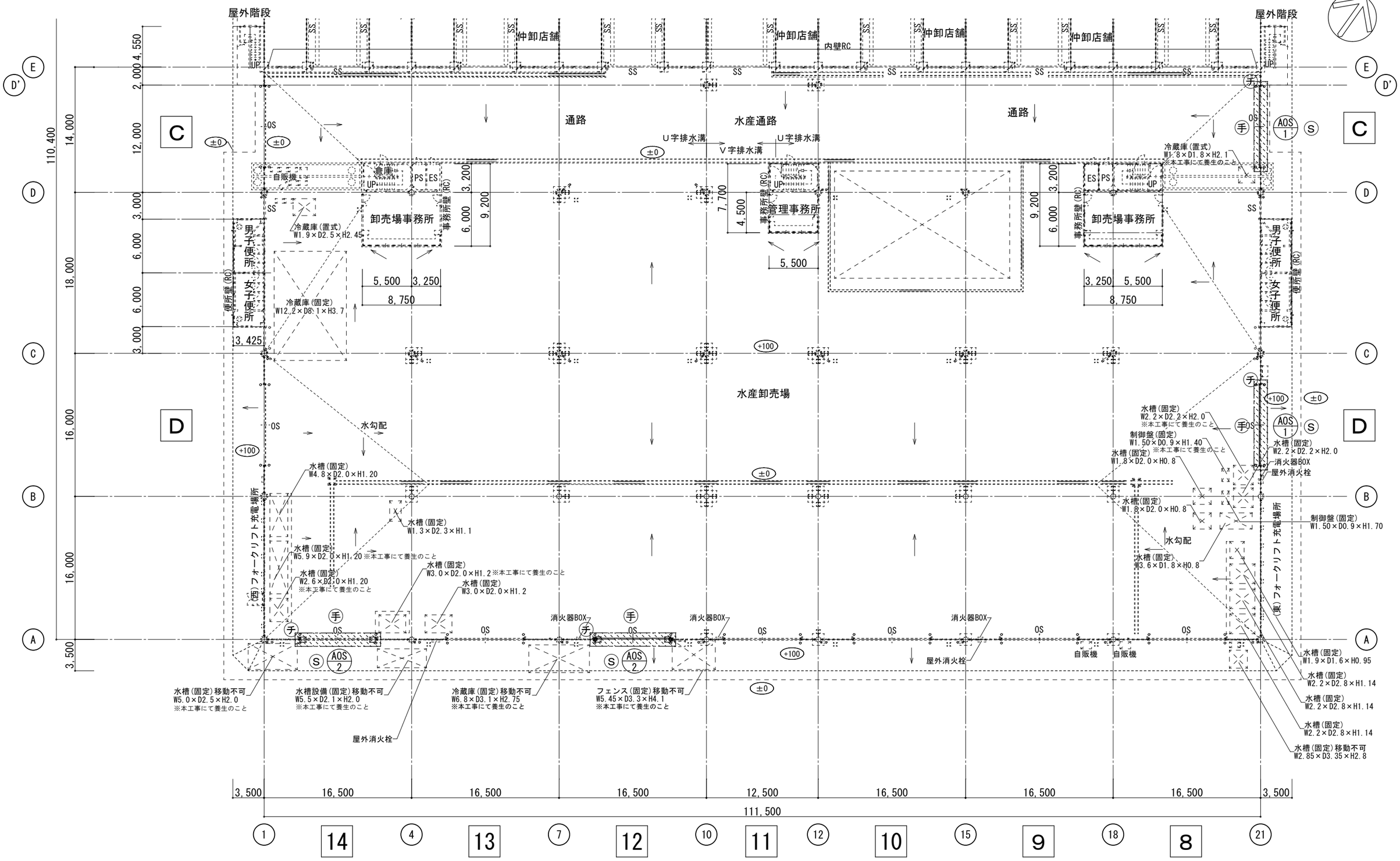

建具符号凡例

- ※ ：新設建具
- 手 ：手動式
- チ ：チェーンホイスト（１／４減速）
- Ⓢ ：急降下停止装置（Ｓブレード）

1階　建具伏図　S=1/200

共通事項

- 改修を示す
- C 8 ：既存出入口サインを示す

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事								Ｎｏ．	A-19
図面名	１階　建具伏図（改修図）					縮尺	A1:1/200 A3:1/400			
	岡山市市場事業部						令和６年１２月			
建築	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者				
設備	課長	主幹	課長補佐	副主査	課員	担当者				
							株式会社U.D.D設計 株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山市南区泉田一丁目３番１０号 TEL 086-232-0286 FAX 086-223-0362 一級建築士事務登録 岡第１２１４７号 一級建築士 第３４８８８３号 海野 雅之			
								承認	検図	製図

符号	型式	数量			
AOS 1	手動式(チェーン式)重量オーバースライダー【撤去・処分】	(鉄骨用)	2	AOS 2	手動式(チェーン式)重量オーバースライダー【撤去・処分】	(鉄骨用)	2

姿　図

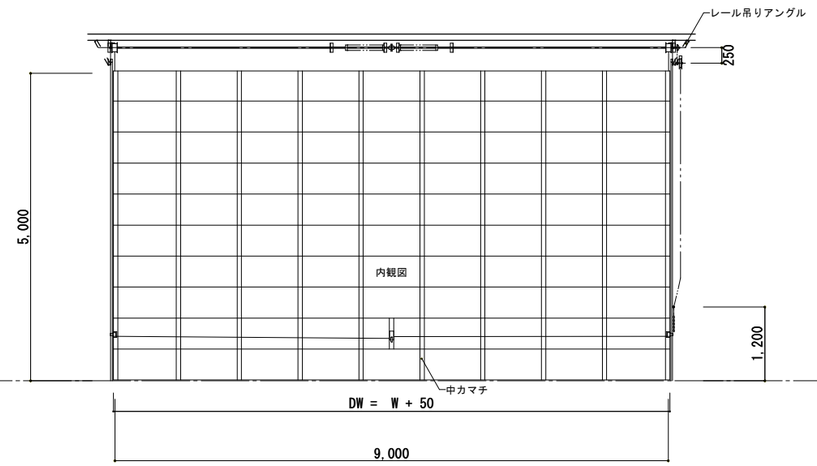

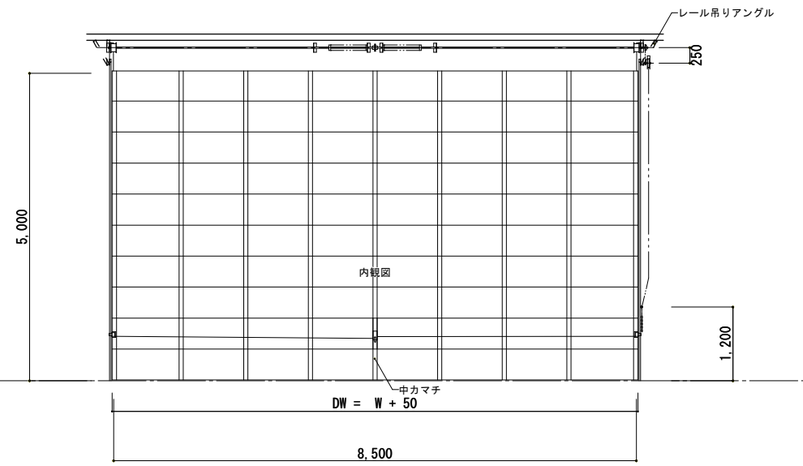

場　所	水産卸売場	水産卸売場
見　込	150（既存）	150（既存）
材質・仕上	パネル:カラーアルミ	パネル:カラーアルミ
碍　子	―	―
金　物	ガイドレール，シャフト，ブラケット，スプリング，ワイヤドラム，ワイヤロープ，ローラ，ローラブラケット，チェーン機構	ガイドレール，シャフト，ブラケット，スプリング，ワイヤドラム，ワイヤロープ，ローラ，ローラブラケット，チェーン機構
備　考	付属金物一式，レール吊り金物(既存利用)	付属金物一式，レール吊り金物(撤去)

符号	型式	数量			
AOS 1	手動式(チェーン式)重量オーバースライダー【新設】	(鉄骨用)	2	AOS 2	手動式(チェーン式)重量オーバースライダー【新設】	(鉄骨用)	2

姿　図

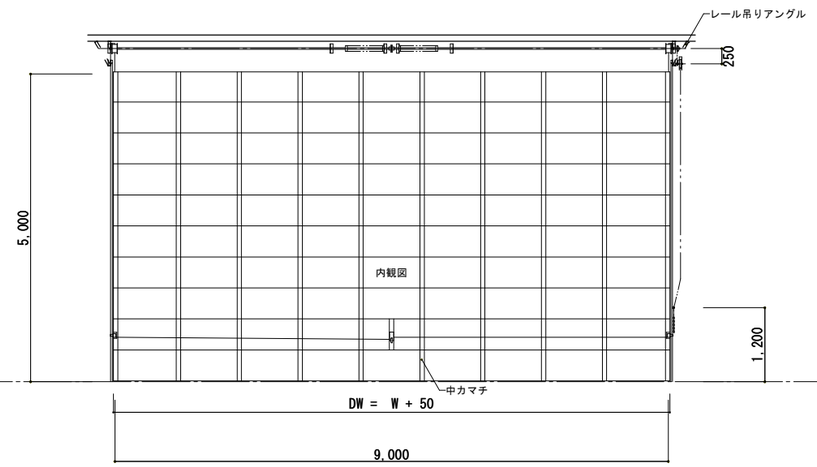

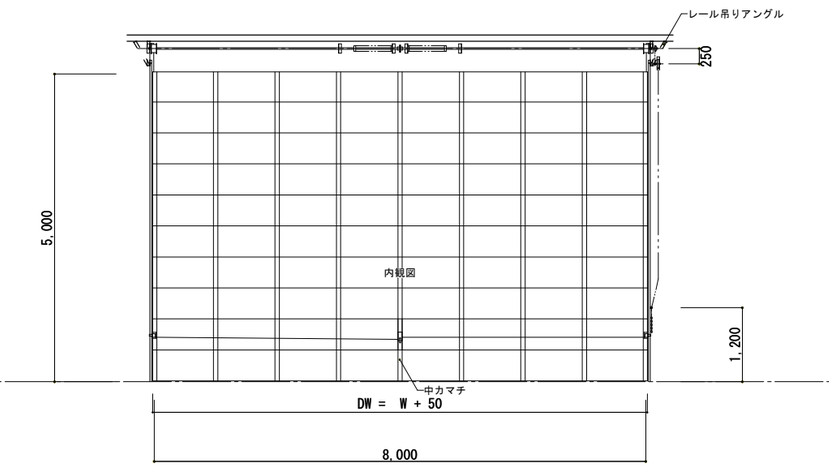

場　所	水産卸売場	水産卸売場
見　込	150（既存）	150（既存）
材質・仕上	パネル:カラーアルミ(ピッチ504・ホワイト)，エンボス加工，かまち(アルミ)，合じゃくり	パネル:カラーアルミ(ピッチ504・ホワイト)，エンボス加工，かまち(アルミ)，合じゃくり
碍　子	―	―
金　物	ガイドレール，シャフト，ブラケット，スプリング，ワイヤドラム(ＳＰドラム)，ワイヤロープ，ローラ，ローラブラケット 急降下停止装置(Ｓブレード)，チェーンホイスト，ウェザーストリップ	ガイドレール，シャフト，ブラケット，スプリング，ワイヤドラム(ＳＰドラム)，ワイヤロープ，ローラ，ローラブラケット 急降下停止装置(Ｓブレード)，チェーンホイスト，ウェザーストリップ
備　考	付属金物一式，レール吊り金物(既存利用)　※水圧開放錠とする	付属金物一式，レール吊り金物(新設)　※水圧開放錠とする

特記

枠の形状材質　○特記なき場合は、Aとする。

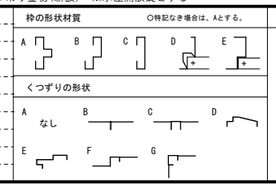

ガラリの形状

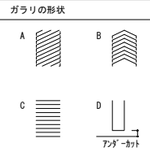

○ダンパー付は備考欄に付記する。

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事						Ｎｏ．A-20
図面名	建具リスト（撤去・新設）			縮尺	A1:1/50 A3:1/100		
	岡山市市場事業部				令和６年１２月		
建築	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者	
設備	課　長	主　幹	課長補佐	副主査	課　員	担当者	承認 / 検図 / 製図

株式会社Ｕ．Ｄ．Ｄ設計
株式会社ユー・ディ・ディ設計
岡山市南区泉田一丁目３番１０号
tel 086-223-2261 FAX 086-223-2262
一級建築士事務登録　岡第１２１４７号
一級建築士　第３４８８８３号
海野　雅之

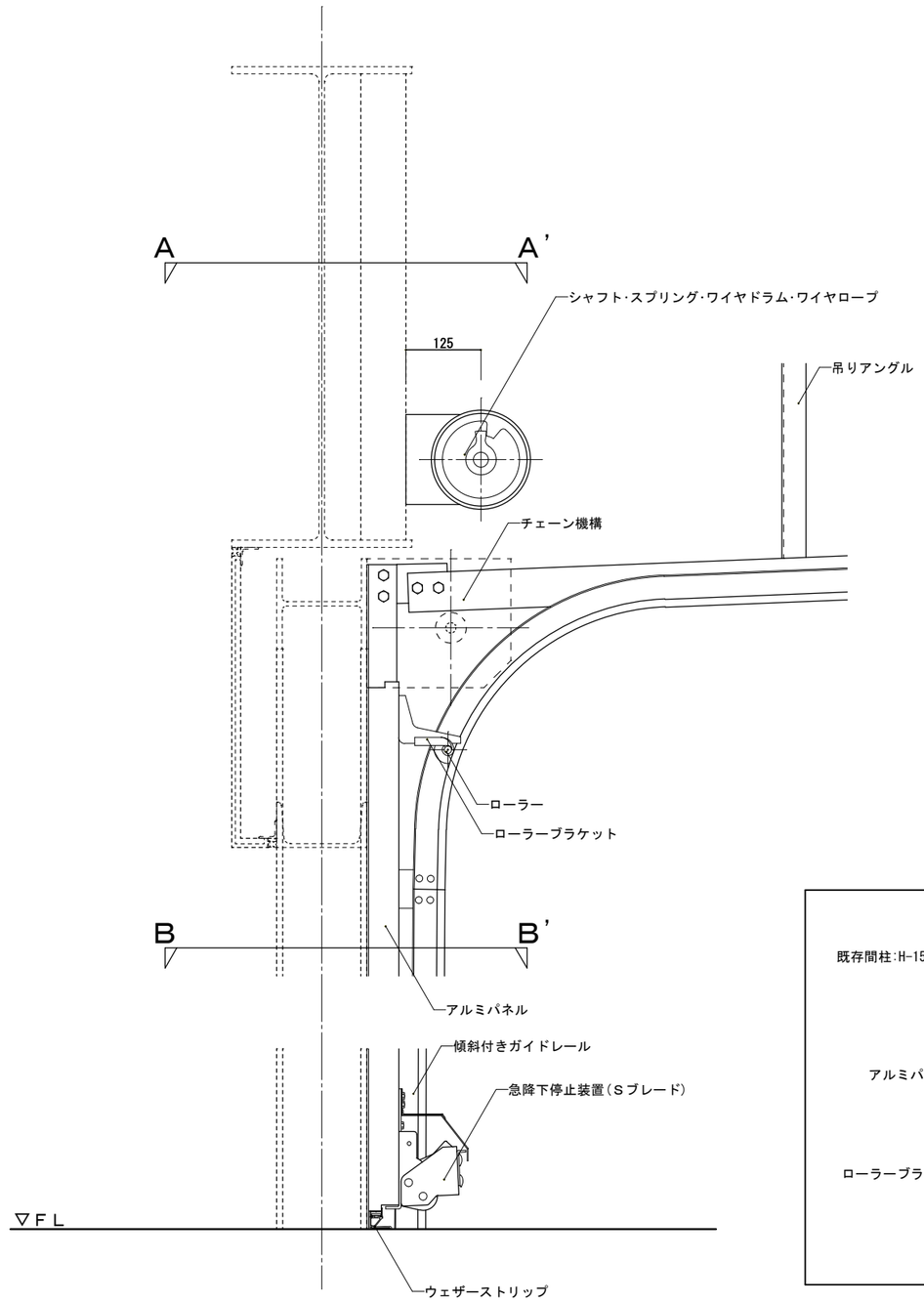

Ａ－Ａ’ 矢視図（詳細図）

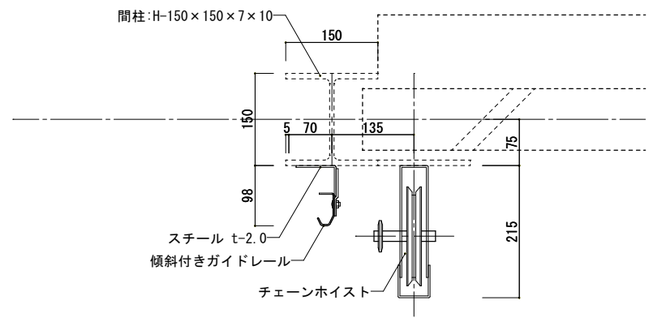

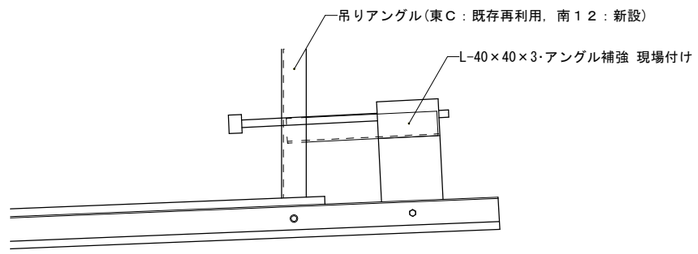

Ｂ－Ｂ’ 矢視図（詳細図）

東C・D

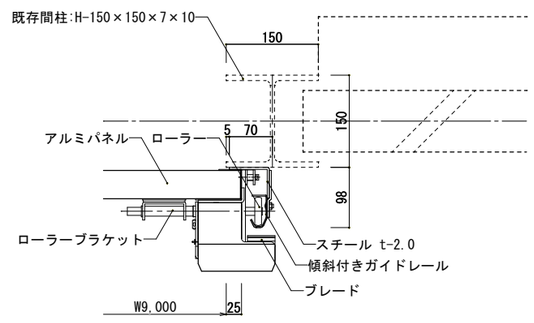

南12・14

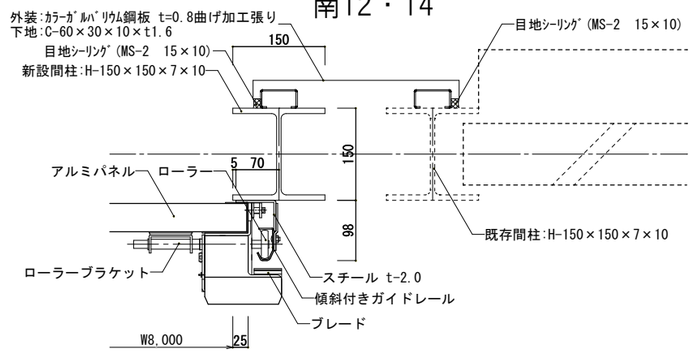

工事名	水産棟オーバースライダー改修工事							Ｎｏ．	
図面名	オーバースライダー納まり詳細図(参考図)					縮尺	A1:1/5 A3:1/10	A-21	
岡山市市場事業部							令和６年１２月		
建築	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者		株式会社Ｕ．Ｄ．Ｄ設計 株式会社ユー・ディ・ディ設計 岡山市南区泉田一丁目８番１０号 TEL/086-223-2266 FAX/086-223-2262 一級建築士事務登録 岡第１２１４７号 一級建築士 第３４８８８３号 海野 雅之	
設備	課 長	主 幹	課長補佐	副主査	課 員	担当者		承認	検図 / 製図